

資 料 編

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中国四国農政局 鳥取地域センター米子支所	米子市東町124-16	(0859) 22-0111
中国地方整備局	広島県広島市中区八丁堀6-30 広島 合同庁舎2号館	(082) 221-9231
〃 日野川河川事務所	米子市古豊千678	(0859) 27-5484
鳥取地方気象台	鳥取市吉方109	(0857) 29-1312
第八管区海上保安本部美保航空基地	境港市小篠津町2258	(0859) 45-1100

2 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第8普通科連隊	米子市両三柳2603	(0859) 29-2161

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理局危機管理政策課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7064
危機管理局危機対策・情報課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7851
危機管理局消防防災課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7062
危機管理局消防防災航空センター	鳥取市湖山町北4丁目344-2	(0857) 38-8119
西部総合事務所 県民局	米子市鞆町1丁目160番地	(0859) 34-6211
西部総合事務所 県税局	米子市鞆町1丁目160番地	(0859) 31-9601
西部総合事務所 福祉保健局	米子市東福原1丁目1-45	(0859) 31-9315
西部総合事務所 農林局	米子市鞆町1丁目160番地	(0859) 31-9657
西部総合事務所 県土整備局	米子市鞆町1丁目160番地	(0859) 31-9701、2

4 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西部広域行政管理組合消防局	米子市両三柳5452	(0859) 35-1951
〃 米子消防署伯耆出張所	伯耆町溝口20-4	(0859) 39-9001

5 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
黒坂警察署	日野郡日野町下菅242-1	(0859) 74-0110
黒坂警察署 大殿警察官駐在所	伯耆町大殿1075-15	(0859) 68-2042

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
黒坂警察署 番原警察官駐在所	伯耆町番原1093—2	(0859) 68-3734
黒坂警察署 溝口警察官駐在所	伯耆町溝口483—1	(0859) 62-1580
黒坂警察署 溝口幹部派出所	伯耆町溝口748—1	(0859) 63-0110

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社中国支社 溝口郵便局	伯耆町溝口424—3	(0859) 62-1000
〃 岸本郵便局	伯耆町吉長23—9	(0859) 68-3000
〃 二部郵便局	伯耆町二部664—2	(0859) 62-7104
〃 八郷郵便局	伯耆町真野1057—1	(0859) 68-2029
〃 金屋谷簡易郵便局	伯耆町金屋谷631	(0859) 62-1158
〃 日光簡易郵便局	伯耆町大滝285	(0859) 63-0324
日本赤十字社鳥取県支部	鳥取市東町1丁目(県庁第2庁舎)	(0857) 22-4466
NHK鳥取放送局	鳥取市寺町100	(0857) 29-9200
西日本高速道路株式会社 (中国支社米子管理事務所)	米子市赤井手962—2	(0859) 27-2181
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本米子支社)	米子市弥生町2	(0859) 32-0255
西日本電信電話株式会社 (NTT西日本鳥取支店)	鳥取市湯所町2丁目258	(0857) 27-9317
株式会社NTTドコモ中国支社(鳥取支店)	鳥取市寺町50	(0857) 21-8211
日本通運株式会社(鳥取支店)	鳥取市湖山町5丁目216	(0857) 28-0202
中国電力ネットワーク株式会社(米子ネットワークセンター)	米子市加茂町2丁目51	(0859) 37-2602

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日ノ丸自動車株式会社 米子支店	米子市祇園町2丁目241	(0859) 32-2121
株式会社新日本海新聞社	鳥取市扇町22	(0857) 21-2888
日本海テレビジョン放送株式会社	鳥取市田園町四丁目360	(0857) 27-2111
株式会社山陰放送	米子市西福原423	(0859) 33-2111
一般社団法人鳥取県トラック協会	鳥取市丸山219—1	(0857) 22-2694
株式会社山陰中央新報社 米子総局	米子市東福原2—1—1	(0859) 34-5211
山陰中央テレビジョン放送株式会社	松江市西川津町721	(0852) 23-3434
株式会社エフエム山陰	松江市殿町383	(0852) 27-5111
公益社団法人鳥取県医師会	鳥取市戎町317 健康会館内	(0857) 27-5566
一般社団法人鳥取県LPガス協会	鳥取市田園町3—124 鳥取消防会館内	(0857) 22-3319
株式会社中海テレビ放送	鳥取県米子市河崎610	(0859) 29-2211

8 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
伯耆町商工会	伯耆町押口92—2	(0859) 62—2174
〃	伯耆町溝口223	(0859) 62—1184
J A鳥取西部 岸本支所	伯耆町吉長104—1	(0859) 68—2211
J A鳥取西部 溝口支所	伯耆町溝口392	(0859) 62—0501
J A鳥取西部 八郷支所	伯耆町久古1038—1	(0859) 68—2030
公益社団法人鳥取県西部医師会	米子市久米町136	(0859) 34—6251
伯耆町社会福祉協議会	伯耆町大殿1030—1	(0859) 68—3781

○伯耆町防災会議委員一覧

伯耆町防災会議会長

所 属	令和 年 月 日から		備 考
	職 名	氏 名	
伯耆町	町 長		伯耆町防災会議条例第3条2項

伯耆町防災会議委員

所 属	年 月 日から		備 考
	職 名	氏 名	
国土交通省日野川河川事務所	所長		伯耆町防災会議条例第3条5項1号 (指定地方行政機関)
西部総合事務所	県民局長		同条例第3条5項2号 (県職員)
黒坂警察署	署長		同条例第3条5項3号 (町所管の警察署長)
伯耆町	副町長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町	総務課長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町	福祉課長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町教育委員会	教育長		同条例第3条5項5号 (教育長)
伯耆町消防団	団長		同条例第3条5項6号 (消防団長)
中国電力ネットワーク株式会社	米子ネット ワークセン ター所長		同条例第3条5項7号 (指定公共機関又は指定地方公共機関)
伯耆町区長協議会	役員		同条例第3条5項8号 (自主防災組織構成員又は学識経験者)

○伯耆町排水設備指定業者一覧

令和2年4月1日現在

番号	会社名	住 所
1	有限会社 高広工業	米子市福市 383 番地 1
2	新生工業	米子市吉岡 319 番地 15
3	有限会社 下村建設	西伯郡伯耆町久古 1050 番地
4	有限会社 アリオン	西伯郡伯耆町溝口 162 番地 1
5	株式会社 DAYS	米子市新開 2 丁目 16 番 24 号
6	有限会社 電水	西伯郡伯耆町溝口 356 番地 1
7	有限会社 中島工業	西伯郡伯耆町谷川 240 番地 1
8	株式会社 ミテック	米子市吉谷 217 番地
9	有限会社 三和水道工業所	米子市錦町 2 丁目 83 番地
10	株式会社 丸福	米子市淀江町佐陀 712 番地 2
11	株式会社 松東電機	米子市二本木 1009 番地 7
12	有限会社 はしもと	西伯郡南部町法勝寺 334 番地 1
13	株式会社 中電工 米子営業所	米子市東福原 3 丁目 8 番 14 号
14	株式会社 向井	米子市彦名 4171 番地
15	株式会社 大協組	米子市蚊屋 235 番地 2
16	ヤストモ設備	米子市河崎 3454 番地
17	株式会社 曾我設備サービス	米子市二本木 920 番地 1
18	有限会社 テック	米子市一部 162 番地 2
19	有限会社 シオテック	西伯郡日吉津村日吉津 25 番地 1
20	株式会社 モチダ	米子市蚊屋 248 番地 1
21	株式会社 みたこ土建	米子市八幡 486 番地 1
22	曾我工業 株式会社	米子市富益町 63 番地 8
23	山陰冷暖 株式会社 米子営業所	米子市西福原 15 番地 6
24	株式会社 シンセイ	米子市西福原 9 丁目 19 番 15 号
25	有限会社 ダイワ鋼商	西伯郡日吉津村日吉津 194 番地 9
26	松浦設備	西伯郡伯耆町丸山 1417 番地
27	有限会社 アイシン	米子市彦名町 527 番地 2
28	有限会社 橋本工業所	境港市小篠津町 257 番地 1

29	株式会社 大山設備	米子市皆生 5 丁目 13 番地 46 号
30	有限会社 舩原設備工業	米子市夜見町 1639 番地 4
31	大幸設備工業 有限会社	米子市両三柳 150 番地 3
32	水道屋あきさと	米子市下郷 410 番地
33	有限会社 車尾設備工業	米子市車尾 3 丁目 10 番 8 号
34	有限会社 会見設備	西伯郡南部町天万 1065 番地 6
35	有限会社 藤原建築工務店	西伯郡伯耆町古市 856 番地 1
36	有限会社 小林設備	米子市奥谷 319 番地 31
37	有限会社 三森工務店	日野郡日南町三栄 1162 番地 5
38	有限会社 いけもと	米子市吉岡 355 番地 1
39	松本設備	西伯郡伯耆町三部 190 番地
40	株式会社 ゼンシン工業	米子市彦名 5344 番地 1
41	ケーティー住設 有限会社	米子市安倍 121 番地 4
42	大和設備 株式会社 米子支店	米子市米原 5 丁目 1 番 11 号
43	清水設備 株式会社	西伯郡伯耆町押口 332 番地 3
44	オカノ設備	西伯郡伯耆町小林 618 番地
45	米子ガス産業株式会社	米子市旗ヶ崎 2200 番地
46	株式会社 大丸水機	米子市淀江町西原 106 番地 1
47	株式会社 太陽水道工事 鳥取営業所	米子市上福原 5 丁目 10 番 6 号
48	株式会社 ティー・エム・エス	西伯郡南部町福成 3023 番地
49	ナカダ電通工業	西伯郡伯耆町吉長 29 番地 11
50	大陽日酸エネルギー 株式会社 中四国支社 山陰支店	米子市昭和町 11 番地
51	三徳興産 株式会社	米子市榎原 1452 番地 1
52	シンセイ技研 株式会社 米子営業所	米子市両三柳 2360 番地 9
53	シバタ設備 株式会社	米子市車尾 6 丁目 7 番 16 号
54	有限会社 ケイ・エス・エンタープライズ	米子市富益町 4564 番地 1

○伯耆町水道事業給水指定業者一覧

令和2年4月1日現在

番号	名称	住所	
1	有限会社 シオテック	日吉津村	日吉津 25-1
2	有限会社 はしもと	南部町	法勝寺 334-1
3	有限会社 植田商会	伯耆町	大殿 543 番地 2
4	ナカダ電通工業	伯耆町	吉長 29 番地 11
5	松浦設備	伯耆町	丸山 1417 番地
6	太陽日酸エネルギー株式会社中四国支社山陰支店	米子市	昭和町 11 番地
7	有限会社 中島工業	伯耆町	谷川 240 番地 1
8	浦安工業 株式会社 山陰営業所	米子市	彦名町 4562 番地 3
9	有限会社 アイシン	米子市	彦名町 527-2
10	有限会社 アクア	米子市	大篠津町 779 番地 4
11	有限会社 アスカ	境港市	誠道町 4 番地
12	有限会社 ダイワ鋼商	日吉津村	日吉津 194 番地 9
13	有限会社 小林設備	米子市	奥谷 319-31
15	奥工業 株式会社	広島県	尾道市高須町 897 番地 1
16	株式会社 丸福	米子市	淀江町佐陀 721-2
17	有限会社 モリスイ	米子市	古市 90-1
18	株式会社 曾我設備サービス	米子市	二本木 920-1
19	株式会社 みたこ土建	米子市	八幡 486 番地 1
20	有限会社 下村建設	伯耆町	久古 1050 番地
21	足立燃料 有限会社	境港市	幸神町 154 番地
22	有限会社 斐川水道	島根県	簸川郡斐川町大字直江町 4018 番地 2
23	有限会社 電水	伯耆町	溝口 356 番地 1
24	有限会社 アリオン	伯耆町	溝口 162 番地 1
25	有限会社 藤原建築工務店	伯耆町	古市 856 番地 1
26	天満設備	米子市	旗ヶ碕 4-7-34
27	株式会社 向井	米子市	彦名町 4171
28	有限会社 三森工務店	日野郡	日南町三栄 1162 番地 5
29	有限会社 岡本設備	南部町	天万 1039 番地 6
30	株式会社 松本油店	米子市	米原 9 丁目 4 番 9 号
31	松本設備	伯耆町	三部 190 番地
32	株式会社 ミテック	米子市	吉谷 217 番地
33	有限会社 コーセン	日野郡	江府町江尾 47 番地 9
34	宮脇鉄工所	日野郡	日野町本郷 20 番地 1
35	木山建築工務店	日野郡	江府町俣野 691 番地 1

36	倉吉管機工業株式会社	倉吉市	福庭町1丁目573番地
37	有限会社 高広工業	米子市	福市383番地1
38	株式会社 中国ネオ	広島市	西区庚午北2丁目6番28号
39	渡辺商会	米子市	吉岡99番地2
40	株式会社 三晃空調	大阪府	大阪市北区西天満3丁目13番20号
41	斉藤建材店	日野郡	日野町根雨626番地2
42	株式会社 松東電機	米子市	二本木1009番地7
43	ワイズ	米子市	新開7丁目10-31
44	有限会社 藤井水道工務店	米子市	三本松2丁目12番5号
45	水道屋 あきさと	米子市	下郷410
46	ヤストモ設備	米子市	河崎160
47	有限会社 ヒロ設備工業	米子市	旗ヶ碕2212番地
48	山根設備	岡山県	真庭市山久世62番地
49	株式会社 清水設備	伯耆町	押口332-3
50	株式会社 太陽水道工事	松江市	学園南1-16-6
51	有限会社山岡建築サービス	米子市	大崎2171番地4
52	三菱電機システムサービス株式会社	東京都	世田谷区太子堂4丁目1番1号
53	株式会社 岡田商店	米子市	上福原673番地4
54	株式会社 大協組	米子市	蚊屋235番地2
55	株式会社 クラシアン	神奈川県	横浜市港北区新横浜1-2-1
56	株式会社 DAYS	米子市	新開2丁目16番24号
57	有限会社 船原設備工業	米子市	夜見町1639-4
58	株式会社 中電工 米子営業所	米子市	東福原3丁目8番14号
59	有限会社 三和下水道工業所	米子市	錦町2丁目83番地
60	有限会社 テック	米子市	一部162-2
61	山陰冷暖 株式会社	島根県	出雲市今市町840-3
62	有限会社 モロユ水道	大山町	御来屋142番地1
63	株式会社 シンセイ	米子市	西福原九丁目19番15号
64	大幸設備工業 有限会社	米子市	両三柳150番地の3
65	株式会社 モチダ	米子市	蚊屋248番地1
66	有限会社 車尾設備工業	米子市	車尾三丁目10-8
67	シバタ設備 株式会社	米子市	車尾6丁目7番16号
68	株式会社 三徳興産	米子市	榎原1452番地1
69	有限会社 橋本工業所	境港市	小篠津町257番地1
70	株式会社 ゼンシン工業	米子市	彦名町5344番地1
71	曾我工業 株式会社	米子市	富益町63番地8
72	株式会社 大丸水機	米子市	淀江町西原106番地1

73	米子ガス産業 株式会社	米子市	旗ヶ崎 2200 番地
74	有限会社 会見設備	南部町	天万 1065-6
75	株式会社 大山設備	米子市	皆生 5 丁目 13 番 46 号
76	大和設備 株式会社 米子支店	米子市	米原 5 丁目 1 番 11 号
77	シンセイ技研株式会社 米子営業所	米子市	両三柳 2360-9
78	ケイ・エス・エンタープライズ	米子市	富益町 4564 番地 1

○建設業者一覧

名 称	住 所	電話番号	FAX番号	区分
(有)アリオン	伯耆町溝口162の1	62—1135	62—7488	土木・建築
(有)中島工業	伯耆町谷川240—1	62—0908	62—0914	〃
(有)本庄木材	伯耆町大坂1419—2	63—0423	—	建築
(有)藤本組	伯耆町吉長54—4	68—2821	—	土木・建築
(有)下村建設	伯耆町久古1050	68—2164	—	〃
(株)金田工務店	米子市古豊千225—1	27—9200	—	建設
(有)藤原建築工務店	伯耆町古市856—1	62—0954	—	〃

○病院一覧

(令和2年4月1日現在)

1 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡) 病院

地域 区分	病 院 名	病 床 数 (使用許可)					合計
		一般	療養	感染 症	精神 病症	結核 病症	
米子市・ 境港市・ 西伯郡・ 日野郡	鳥取大学医学部附属病院	649		2	40	6	697
	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	270					270
	鳥取県立総合療育センター	69					69
	独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	377					377
	社会医療法人同愛会博愛病院	161	38				199
	医療法人育生会高島病院	60	59				119
	養和病院		60		230		290
	医療法人勤誠会米子病院				270		270
	医療法人友絵会皆生温泉病院		161				161
	新田外科胃腸科病院		31				31
	錦海リハビリテーション病院		48				48
	鳥取県済生会境港総合病院	165	30	2			197
	医療法人元町病院	26	50				76
	南部町国民健康保険西伯病院	49	50		99		198
米子東病院		95				95	

	大山リハビリテーション病院		60		118		178
	日野病院	99					99
	日南町国民健康保険日南病院	59	40				99
	医療法人萌生会伯耆中央病院		60				60
	計	1984	782	4	757	6	3533

2 町内医院・診療所

名称	所在地	電話番号
武田医院	伯耆町溝口266—3	(0859) 62—1098
田中外科医院	伯耆町吉長58—20	(0859) 68—2888
仲村医院	伯耆町大殿1086	(0859) 68—2123
二部診療所	伯耆町二部1554—4	(0859) 62—7101
飛田医院	伯耆町溝口242	(0859) 62—1023

〔防災施設・資機材等〕

○指定緊急避難場所一覧

地区名	番号	施設名	対象集落	緊急避難場所	
				風水害	地震
八郷地区	1	林ヶ原公民館	林ヶ原	○	○
	2	法人清山農業倉庫	清山		○
	3	清山構造改善センター	清山	○	
	4	口別所公民館	口別所	○	
	5	口別所公民館駐車場	口別所		○
	6	善福寺	久古	○	
	7	善福寺前駐車場	久古		○
	8	番原改善センター	番原	○	○
	9	八郷小学校	真野		○
	10	真野集落駐車場	真野		○
	11	真野構造改善センター	真野	○	
	12	大原構造改善センター	大原	○	○
	13	福原多目的生活共同施設前	福原		○
	14	福原多目的生活共同施設	福原	○	
	15	サン団地公民館	サン団地	○	○
	16	須村公民館	須村	○	○
	17	丸山交流館	丸山	○	○
	18	半川自衛消防車庫横	丸山		○
	19	小林公民館	小林	○	○
	20	藍野公民館	藍野	○	○
	21	大山ガーデンプレイス	ペンション・八郷その他(別荘地等)	○	○
大幡地区	22	上細見公民館前駐車場	上細見		○
	23	瑞応寺	上細見・立岩・木戸口・吉定	○	
	24	立岩公民館	立岩		○
	25	木戸口公民館前駐車場	木戸口		○
	26	吉定遊園地	吉定		○
	27	利便施設用地	伯耆ニュータウン		○
	28	伯耆ニュータウン公民館	伯耆ニュータウン	○	
	29	岸本区公民館前	岸本		○
	30	農村環境改善センター2F	岸本	○	
	31	町立岸本公民館	駅前・押口		○
	32	町立岸本公民館(2F)	駅前・押口	○	
	33	岸本小学校	吉長・遠藤団地		○
	34	岸本小学校(2F以上)	吉長・遠藤・リバータウン・遠藤団地	○	
	35	遠藤区公民館	遠藤		○
	36	リバータウン公民館	リバータウン		○
	幡郷地区	37	小野緊急避難駐車場	小野	
38		小野構造改善センター	小野	○	
39		小町集落公民館前広場	小町		○
40		小町構造改善センター	小町	○	
41		岸本保健福祉センター	大寺・殿河内 田園町	○	○
42		大寺公民館	大寺	○	
43		こしがが丘公民館	こしがが丘	○	○
44		殿河内公民館(2F)	殿河内	○	
45		みどり区公民館	みどり	○	○
46		坂長公民館	坂長	○	
47		こしき保育所	坂長・スカイタウン大殿		○
48		普門寺駐車場	坂長		○
49		佐野川記念碑付近(町道殿河内1号線)	坂長		○
50		長者原公民館	坂長		○
51		岩屋谷公民館	岩屋谷	○	○
52		スカイタウン大殿公民館	スカイタウン大殿	○	

一部地区	53	ふれあい交流会館やまじ	間地	○	○
	54	二部体育館	二部区・福岡・東畑池・西畑池・福島		○
			二部区・福岡・焼杉・上の名・須鎌・藤屋・福島	○	
	55	焼杉公民館前	焼杉		○
	56	福居消防小屋横空地	上の名		○
	57	須鎌防火水槽前	須鎌		○
	58	藤屋公民館前駐車場	藤屋		○
	59	畑池公民館	東畑池・西畑池	○	○
	60	畑池広場	東畑池・西畑池		○
	61	船越防火水槽前	船越		○
	62	福吉集会場	船越・福吉	○	
	63	福吉ゴミ集積所前	福吉		○
	64	三部一区公民館前	三部一区		○
	65	三部一区公民館	三部一区	○	
66	不動産事務所駐車場	三部一区・三部二区		○	
67	不動倉庫前	三部一区		○	
68	伯耆町文化センター	三部二区・三部佳住		○	
69	伯耆町文化センター2F	三部二区・三部佳住	○		
70	三部二区公民館前	三部二区		○	
71	三部二区一班広場	三部二区		○	
溝口地区	72	古市公民館	古市	○	○
			父原	○	
	73	交流会館ちちばら	父原		○
	74	中祖公会堂	中祖	○	○
	75	荘一中央十字路	荘一		○
	76	荘中央公民館	荘一	○	
	77	石畑会館	荘二	○	○
	78	荘三区多目的生活共同施設	荘三	○	○
	79	溝口武道館	宇代・貴住・谷川・宮原・白水・根雨原	○	
	80	町立溝口公民館	溝口一・溝口文教区・溝口二・溝口三・溝口四・溝口五	○	
	81	宇代公会堂前駐車場	宇代		○
	82	溝口小学校体育館	溝口一・溝口文教区		○
	83	溝口二区集会所前駐車場	溝口二		○
	84	神奈備ふれあい会館	溝口三		○
	85	第2駐車場(溝口分庁舎横)	溝口三		○
	86	駅前公園	溝口四		○
	87	下村家田	溝口五		○
	88	丸合駐車場	溝口五		○
	89	溝口中学校寄宿舎青雲寮前	貴住		○
	90	谷川公民館	谷川		○
	91	宮原作業場	宮原		○
	92	白水公民館前	白水		○
	93	根雨原公民館	根雨原		○
	94	大倉公民館	大倉	○	○
	95	大原公民館	大原	○	○
	96	大江区公民館	大江		○
	97	上野公民館	上野		○
大江・上野			○		
98	長山多目的活動施設	長山	○	○	
99	特別養護老人ホーム ことぶき	妙見寺	○	○	
100	大平原集会所	大平原	○		
101	大平原集会所前駐車場	大平原		○	
102	金屋谷公会堂	金屋谷・アイピア・遊久の郷	○		
103	金屋谷公会堂前	金屋谷・遊久の郷		○	
104	アイピア管理棟前	アイピア		○	
105	岩立交流館	岩立	○	○	
106	榎水フィールドステーション	一本松・榎水高原	○		
107	多目的広場	一本松・榎水高原		○	

日光地区	108	籠原公民館	籠原	○	○
	109	栃原集落公民館	栃原	○	○
	110	町立日光公民館体育館	大瀧	○	○
			末鎌		○
	111	大坂下バス停付近	大坂		○
	112	大坂公民館	大坂	○	
	113	富江公民館	富江	○	
	114	富江公民館前	富江	○	○
	115	福永公民館	福永・ふるさと村	○	○
	116	末鎌公民館	末鎌	○	
	117	添谷公民館	添谷	○	○
118	大内公民館	大内	○	○	

○指定避難所 一覧

地区名	番号	施設名(基本)	施設名(不足の場合)	対象集落	避難所		住所
					風水害	地震	
八郷地区	1	岸本海洋センター(体育館)	あさひ保育所、八郷小学校体育館、八郷小学校、八郷小学校特別教室	林ヶ原、清山、口別所、久古、番原、真野、大原	○	○	鳥取県西伯郡伯耆町大原997番地1
			伯耆町すこやか村町立写真美術館	福原、サン団地、須村	○	○	
			大山ガーデンプレイス	丸山、小林、藍野、ペンション、八郷その他(別荘地等)	○	○	
大幡地区	2	八郷小学校体育館	八郷小学校体育館、八郷小学校、八郷小学校特別教室、岸本海洋センター(体育館)	上細見、立岩、木戸口、吉定、伯耆ニュータウン	○		鳥取県西伯郡伯耆町真野971番地
	3	岸本中学校体育館	岸本武道館、岸本中学校			○	鳥取県西伯郡伯耆町吉長90番地1
	4	農村環境改善センター(2F)	岸本海洋センター(体育館)	岸本		○	鳥取県西伯郡伯耆町大殿48番地13
	5	農村環境改善センター				○	
	6	町立岸本公民館(2F)	岸本海洋センター(体育館)	駅前、押口		○	鳥取県西伯郡伯耆町吉長49番地
	7	町立岸本公民館				○	
	8	岸本小学校(2F以上)	岸本海洋センター(体育館)	吉長、遠藤、リバータウン、遠藤団地		○	鳥取県西伯郡伯耆町吉長78番地2
	9	岸本小学校体育館	岸本小学校			○	
	10	岸本デイサービスセンター		小野、小町		○	鳥取県西伯郡伯耆町大殿1032番地
幡郷地区	11	岸本保健福祉センター	こしき保育所	大寺、こしがが丘、殿河内、田園町		○	鳥取県西伯郡伯耆町大殿1010番地
	12	こしき保育所		みどり、坂長、岩屋谷、スカイタウン大殿		○	鳥取県西伯郡伯耆町大殿2574番地
二部地区	13	町民二部体育館		間地、二部区、福岡、焼杉、上の名、須鎌、藤屋、福島、東畑池、西畑池、船越、福吉、三部一区、三部二区、三部佳住		○	鳥取県西伯郡伯耆町二部1617番地
地溝区口				古市、父原、中祖、荘一、荘二、荘三、宇代			
二部地区			二部小学校特別教室、二部公民館、文化センター	間地、二部区、福岡、焼杉、上の名、須鎌、藤屋、福島、東畑池、西畑池、船越、福吉、三部一区、三部二区、三部佳住		○	
溝口地区	14	町民溝口体育館	溝口武道館、町立溝口公民館 溝口小学校、町立溝口公民館	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五		○	鳥取県西伯郡伯耆町長山275番地
	15	溝口武道館		貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、大倉、大原、大江、上野、長山、妙見寺、大平原、金屋谷、アヒラ、遊久の郷、岩立		○	鳥取県西伯郡伯耆町長山275番地
	16	樹水フィールドステーション	大山望	一本松、樹水高原		○	鳥取県西伯郡伯耆町大内1069番地50
地日区光	17	町立日光公民館体育館	日光公民館	籠原、栃原、大瀬、大坂、富江、福永、ふるさと村、末鎌、添谷、大内		○	鳥取県西伯郡伯耆町栃原29番地

○避難路一覧

番号	避難路	関係集落
1	上細見1号線	上細見
2	上細見3号線	上細見
3	上細見三軒茶屋線	上細見
4	立岩林ヶ原線	上細見、立岩、木戸口、林ヶ原
5	立岩小町線	立岩
6	吉定2号線	吉定
7	押口吉長線	押口
8	駅前河岡線	吉長、遠藤、リバータウン、遠藤団地
9	遠藤1号線	遠藤、リバータウン
10	坂長1号線	坂長
11	坂長中央線	坂長
12	総合スポーツ公園1号線	林ヶ原、清山、口別所、久古、番原、真野、大原（大原）、福原、サン団地、須村、丸山、小林、藍野、ペンション、上細見、立岩、木戸口、吉定、伯耆ニュータウン
13	真野藍野線	真野
14	久古5号線	福原、サン団地
15	岸本大原線	福原、サン団地、須村、伯耆ニュータウン
16	サン団地連絡線	サン団地
17	大原須村線	須村
18	丸山5号線	丸山
19	伯耆ニュータウン1号線	伯耆ニュータウン
20	大寺14号線	小野、小町
21	曲り田線	小野、小町、大寺、こしがが丘
22	こしがが丘1号線	こしがが丘
23	殿河内2号線	殿河内
24	殿河内1号線	殿河内、スカイタウン大殿
25	坂長9号線	みどり、坂長
26	二部線	福岡、焼杉、上の名、須鎌、藤屋、福島、間地、森脇、畑池中央、東畑池、池田、船越、福吉、三部一区、三部二区、古市、父原、中祖、荘一、荘二、荘三、宇代、
27	上ミ野上線	焼杉、上の名
28	須鎌線	須鎌
29	下モ野上線	船越
30	父原・荘線	父原、古市、荘一、荘二、荘三
31	古市線	父原、古市、荘一、荘二、荘三

番号	避難路	関係集落
32	溝口中央線	宇代
33	中学校線	宇代、貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、溝口一、溝口文教、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、大倉、大原（大倉）
34	長山線	宇代、貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、溝口一、溝口文教、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、大倉、大原（大倉）、大江、上野、大平原、金屋谷、アイノピア、遊久の郷、岩立
35	溝口・谷川線	谷川、宮原、白水、根雨原、大倉、大原（大倉）
36	溝口宮原線	宮原、白水、根雨原
37	大倉線	宮原、白水、根雨原、大倉、大原（大倉）
38	根雨原大坂線	根雨原
39	根雨原1号線	根雨原
40	上野線	大江、上野
41	宝殿原線	アイノピア
42	金屋谷・上野線	遊久の郷
43	大坂添谷線	ふるさと村
44	福吉線	船越、福吉
45	三部野線	三部一区
46	東三部2号線	三部二区
47	二部三部線	三部二区
48	荘中央線	荘一、荘二、荘三
49	上ミ上野線	大江、上野
50	溝口金屋谷線	大江、上野
51	富江原線	富江
52	福永線	福永、ふるさと村
53	溝口添谷線	添谷

○防疫用資機材保有状況

噴霧機	散粉機	兼用機
5	0	0

○連携備蓄現況一覧

(令和2年4月1日現在)

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費(耐久年限)	数量			備蓄場所等
			単位数量 ①	単位あたり内 容量②	数量 ①×②	
①保存食(乾パン等)		5年	1,620食	—	—	備蓄倉庫
②要配慮者用保存食(アルファ米がゆ等)		5年	1,420食	—	—	備蓄倉庫
③粉乳・ミルク	粉乳	2年	2缶	800g	1,600g	備蓄倉庫
	液体ミルク	1年	24缶	240ml	5,760ml	
④保存水(ペットボトル)	2L	5年	162本	2L	1,800L	備蓄倉庫 (耐震性防火水槽(飲用:60m ³))
	500ml		1,920本	500ml	960L	
⑤飲料用水用ポリタンク、給水パック(袋)		10年	160袋	—	—	備蓄倉庫,
⑥哺乳ビン	哺乳瓶		11本	—	—	備蓄倉庫,
	使い捨て哺乳瓶		0本			
⑦トイレトーパー			948ロール	—	—	備蓄倉庫,
⑧生理用品			1,632個	—	—	備蓄倉庫,
⑨折畳式簡易トイレ(パック式セット)	トイレ本体		17セット	—	—	備蓄倉庫,
	収集袋及び凝固剤		2,800袋	—	—	備蓄倉庫,
⑩毛布			1,065枚	—	—	備蓄倉庫,
⑪紙おむつ(大人用)			292枚	—	—	
⑫紙おむつ(子供用)			118枚	—	—	
⑬救急医療セット			20セット	—	—	備蓄倉庫,
⑭懐中電灯(乾電池を含まない)			93個	—	—	備蓄倉庫,
⑮ラジオ			30台	—	—	備蓄倉庫,
⑯乾電池(単1、単3)			368本	—	—	備蓄倉庫,
⑰防水シート(グランドシート)	(備蓄倉庫:375枚) (:266枚)		385枚	—	—	備蓄倉庫,
⑱ロープ(シート張り、救助用)			32巻	—	—	備蓄倉庫,

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費(耐久年限)	数量			備蓄場所等
			単位数量 ①	単位あたり内 容量②	数量 ①×②	
⑱タオル			500 枚	—	—	備蓄倉庫
⑳ウェットティッシュ	5 枚入り		336 袋	—	—	備蓄倉庫

○応急給水用資機材保有状況

(令和2年4月1日現在)

保管場所	種別	容量(リットル)	数量	備考
本庁舎倉庫	ポリ容器	18	15	
本庁舎倉庫	ポリ容器	10	30	
分庁舎倉庫	給水車	4,000	1	
		2,000	1	
分庁舎倉庫	給水タンク	1,000	1	
分庁舎倉庫	ポリ容器	10	50	

○伯耆町備蓄計画

1. 現状

鳥取県の連携備蓄分及び町単独での備蓄品を備蓄している。

備蓄場所については、岸本地域が備蓄倉庫（本庁舎）、溝口地域が備蓄倉庫（長山）のそれぞれ1箇所となっている。

【鳥取県連携備蓄の考え方】

（1）対象人数

最大避難者数を2万4千人と想定している。（2）備蓄対象数量

対象人数の1日分を対象に備蓄することとしており、各市町村の人口比率に応じて備蓄量を算出している。

2. 今後の整備計画

（1）備蓄場所

災害時の輸送を最小限に抑えるよう避難所等への分散備蓄を進める。分散先としては、風水害の指定避難所の中から選定した。

【選定方法】

現在の備蓄場所を拠点とし、以下の2点を基準に選定

- ① 拠点から遠距離となる指定避難所（←輸送を最小限に抑える）
- ② 2階以上を避難所として使用する指定避難所（←一時的な孤立に対応する）

（2）備蓄品目及び数量

備蓄拠点となる備蓄倉庫については、現状のとおり県の連携備蓄分を備蓄する（ただし、それぞれの保管数量については現状では偏りがあるので、均等になるよう調整を図る）。

分散備蓄分については、必要な品目数量の基準を以下のとおりとし、必要なセット数を各分散備蓄先へ割り振る。

保管場所については、施設内を原則とする。

○避難所における非常用電源及び照明整備計画

1. 現 状

現在、町が保有している発電機及び投光器については次のとおりです（消防団関係を除く）。

発電機：16台

投光器：15台

※保管場所はいずれも備蓄倉庫

※このうち、発電機3台は町内団体等へ貸出を実施中

2. 今後の配備計画

必要に応じ指定避難場所等へ

3. 配置状況

保管場所	数 量		
	発電機	投光器	備 考
備蓄倉庫	13	15	投光器2台を消防団へ貸出中
岸本老人福祉センター	1		
岸本保健福祉センター	1		
溝口福祉センター	1		

〔土砂災害危険箇所〕

○地すべり危険箇所

1 農林水産省関係

整理番号	箇所名	都市	町村	大字	面積 (ha)	指定地	施工状況	人家戸数
123	焼 杉	日野郡	溝口町	焼杉	17.10	○	H9完了	6

2 国土交通省関係

箇所名	河川名			所在地			保全対象		備考	
	水系名	幹川名	溪流名	郡・市	町・村	大字	人家戸数	公共施設等		
								種類		数
大坂	日野川	白水川	白水川	西伯郡	伯耆町 (溝口町)	大坂	21	公民館	1	

○山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地区 の危険度	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
		大字	字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路
C	無	真野	墓ノ上	3	0	町
C	無	真野	前谷	5	0	町
C	一部概成	真野	井出谷	4	0	町
C	無	上細見	下屋敷	7	0	町
C	一部概成	小野	川平	0	0	
B	一部概成	金廻	家ノ上内	0	1	町
B	一部概成	小町	宮ノ峰	12	0	町
B	無	坂長	ワタチ	0	1	そ
C	概成	小町	前田下	6	0	町
C	無	丸山	カノハラ	0	0	県
A	一部概成	上野	ツギキ	10	1	町
C	無	大内	カカワヒラ	2	0	町
B	無	富江	ムコウツキノ二	12	0	町
B	無	長山	マツガナル	7	2	町
C	無	谷川	ヤクラ	1	0	
B	無	宮原	ジョウジメ	14	0	町
B	無	白水	シモガイ	6	1	町
B	無	大坂	ウエノヤマ	6	0	県
B	無	大滝	ラントヒラ	6	1	県
A	無	栃原	ウエノヤマ	20	1	町
C	無	根雨原	オマツ	3	0	町
C	無	荘	ハヤシダシ	2	0	町
B	無	古市	シタギキ	1	1	町
B	未成	宇代	トウキワ	10	0	県
B	概成	古市	山根田平ノ二	8	0	町
C	無	古市	山根田平ノ三	5	0	県
C	一部概成	古市	フキノイ	3	0	県
C	一部概成	父原	向田下モ	3	0	県
C	無	三部	コウジンダニノ二	4	0	町
B	一部概成	福島	コジヤマ	10	0	町

危険地区 の危険度	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
		大字	字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路
C	無	二部	フクゾノシ	4	0	町
B	無	二部	ヒガシカヤキ	1	2	町
C	無	二部	ヒラバタノイ	3	0	県
C	無	二部	ニシテサカリ	3	0	県
C	一部概成	福居	家ノ上エ	1	0	町
B	無	畑池	タラアタニ	2	1	そ
C	無	畑池	ヒガシカヤマ	1	0	町
C	無	畑池	トイハラ	1	0	町
C	無	畑池	マルヤマ	4	0	町
C	無	畑池	トイワリ	2	0	町
C	概成	福岡	トイワリ	6	0	町
B	概成	福岡	カヒラ	0	1	県
C	一部概成	福岡	タカシ	1	0	県
C	無	福岡	タラカタニノイ	7	0	県
C	無	福岡	ナルハヤシ	3	0	県
B	無	畑池	イグロ	2	1	そ
C	無	福岡	テヒラ	3	0	町
C	無	金屋谷	アケノダシ	0	0	町
C	無	三部	オカヒラニ	3	0	町
C	無	根雨原	シモヨコ	0	0	県
C	無	白水	ハラサカヒラ	0	0	県
B	無	大坂	タカノ	1	0	県
B	無	大坂	ミヤマ	1	0	県
C	無	大坂	ウマダニ	0	0	県
C	無	大坂	ウシロタニイシタ	0	0	県
C	無	大坂	シモアサ	0	0	県
C	無	金屋谷	カミハラヤシカノミ	0	0	県
C	無	岩立	テラオ	1	0	県
C	無	金屋谷	ツカカミニ	0	0	県
C	無	金屋谷	ホウデンハラ	0	0	県
C	無	金屋谷	マズメハラ	4	0	県
C	無	二部	マシヤマ	1	0	県
C	無	福岡	イノカイヤマ	0	0	県
C	無	長山	ウシロクチヤマ	1	0	町
C	無	荘	ツツミカミ	2	0	町
C	無	三部	コウシノダニノイ	3	0	
C	無	金屋谷	マズメハラ	4	0	町
C	無	大内	マツカタキ	0	0	県

○崩壊土砂流出危険地区一覧

危険地区 の危険度	面積 (ha)	治山事業進 捗状況	位置		公共施設等		
			大字	字	人家	公共施設 (道路除く)	道路
B	41	概成	上細見	星ノ宮	16	1	町
C	105	概成	吉定	草田	7	0	町
C	42	一部概成	小林	水無原	0	0	町
B	18	一部概成	丸山	中祖	8	1	県
B	52	一部概成	丸山	上ノ原	35	0	林
B	98	無	丸山	シモハカリ	0	1	
B	5	一部概成	谷川	ヤクヨウガイ	52	2	町
A	11	無	谷川	矢倉	51	1	町
A	94	無	谷川	寺垣内	39	1	町
A	59	無	宮原	夏火谷	17	0	町
C	3	概成	大坂	深山	0	0	県

危険地区 の危険度	面積 (ha)	治山事業進 捗状況	位置		公共施設等		
			大字	字	人家	公共施設 (道路除く)	道路
C	10	概成	大坂	馬谷	0	0	県
B	130	一部概成	父原	貝塚平	7	0	町
C	20	無	船越	御立山尻	2	0	町
C	98	一部概成	福居	鉦原空	3	0	町
C	80	無	二部	水谷	0	0	県
C	69	一部概成	畑地	豊ヶ谷	5	0	県
C	10	一部概成	福岡	家の奥東平ノ一	4	0	県
A	64	概成	福岡	水の小尻南平	6	0	県
C	100	無	福岡	鍛谷尻	1	0	県
C	7	一部概成	福岡	松ヶ谷	3	0	町
B	109	無	福岡	三三畑	1	0	町
C	135	一部概成	大内	マヌバハラニ	0	0	県
C	141	一部概成	大内	アツタニ	0	0	県
C	202	無	二部	タノヤマ	1	0	林
C	229	無	船越	カハツカタニ	1	0	町
B	4	概成	福島	ニウトウタニノサシ	12	0	県
B	30	無	富江	ムコウヤシニ	14	0	町
C	3	一部概成	金屋谷	段の原の二	0	0	町
C	26	一部概成	福岡	向田	3	0	町
C	41	無	宇代	ウシロタニ	1	0	県
C	33	無	福居	オオザル	2	0	県
C	7	無	二部	キタニノイ	2	0	町
C	20	無	二部	フクノイ	2	0	県
C	21	無	福居	ヤシツラ	2	0	県
C	4	無	福岡	スゲザリ	6	0	県
C	12	無	福岡	カクツリミナミヒラ	1	0	県
C	12	無	福居	フノウエ	3	0	町
C	27	無	根雨原	トチノカゲ	1	0	町
B	19	無	谷川	タハヤシナミヒラ	37	1	町
C	18	無	福岡	シモタ	1	0	県
C	270	無	畑池	ハチロヘエタニ	2	0	町
B	7	無	白水	シモカノイ	8	0	県
C	121	無	福岡	ツツミカケ	4	0	県
B	11	無	福岡	キタハヤシオク	1	1	県
B	15	無	福岡	アセタカエノウエ	5	0	町
C	29	無	福岡	コザラタニカミヒラ	7	0	県
C	38	無	福岡	ナルハヤシ	4	0	県
C	26	無	福居	アノカタリオク	2	0	県
C	70	無	福岡	アツタニ	1	0	県
C	62	無	福岡	テノヒラ	0	0	町
C	87	無	根雨原	トウサカ	6	0	町
C	59	無	福岡	コウタニヤマガミシタ	2	0	県
C	15	無	福岡	ブツタニノフシ	3	0	県
B	6	無	長山	フルテラ	2	1	町

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
937	半川	丸山	半川	9			I
938	大原	大原		8			I
939	真野	真野		8			I
940	口別所	口別所		5			I
941	小町北	小町		13			I

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
942	小町南	小町		7	小町公民館	1	I
943	上細見南	上細見		10	配水池	1	I
944	上細見	上細見		5			I
945	坂長上	坂長		6			I
946	坂長下	坂長		10			I
947	大寺	大寺		24	大寺公民館	1	I
1170	清山	清山		9	清山公民館	1	I
1453	田園町	田園町		11	田園町公民館	1	I
50	金廻	金廻		0	新幡郷発電所	1	I
51	久古	久古		0	久古公民館	1	I
3015	大殿	大殿	大殿	4			II
3016	丸山	丸山		1			II
3017	丸山2	丸山		1			II
2013	大殿2	大殿	大殿	4			II
1037	福岡	福岡			小学校	1	I
1038	福居	福居	谷口	5			I
1039	二部	二部		8	駐在所	1	I
1040	福島	福島		10	集会所	1	I
1041	船越	船越	新次郎田	11	集会所	1	I
1043	古市	古市		9			I
1044	大坂	大坂		8			I
1045	大滝	大滝		11	郵便局, 公民館	2	I
1046	岩立	岩立		16			I
1047	添谷	添谷		13			I
1048	末鎌	福兼	末鎌	7			I
1049	大倉	大倉		11	集会所	1	I
1050	貴住	貴住		17	中学校, 公民館	2	I
1051	上野	上野		5	公民館	1	I
1190	上の名	上の名		3	公民館	1	I
1191	二部2	二部		8	小学校, 老人福祉施設	2	I
1192	三部	三部		5	文化センター	1	I
1526	福岡2	福岡	柱ヶ谷	6	集会所	1	I
1527	福岡3	福岡	下代	6	公民館	1	I
1528	一ノ段	一ノ段	一ノ段	5			I
1529	長山	長山	長山	8			I
1530	宮原	宮原	宮原	3	公民館	1	I
1531	大原	大原	大原	6			I
1532	根雨原	根雨原	根雨原	8	公民館	1	I
1533	白水	白水	白水	6			I
1534	荘	荘	荘		発電所	1	I
1535	大内	大内	大内	5			I
1536	福吉	福吉	福吉	6	公民館	1	I
1537	福岡4	福岡	郷原	5			I
1538	福岡5	福岡	東畑池	5			I
人工64	三部	三部	白山の二	25	老人福祉施設	1	I
人工65	貴住2	貴住		15			I
人工66	富江	富江	富江	5	集会所	1	I
人工67	栃原	栃原	栃原	7			I
人工68	宇代	宇代	宇代	3	鬼の館, 鬼ミュージアム	2	I
3523	岩立	岩立	岩立	4			II
3524	宝殿	宝殿	宝殿	3			II
3525	谷川	谷川	谷川	1			II
3526	宇代2	宇代	宇代	2			II
3527	宇代3	宇代	宇代	1			II
3528	宮原2	宮原	宮原	4			II

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
3529	古市 2	古市	古市	1			Ⅱ
3530	富江 2	富江	富江	1			Ⅱ
3531	大坂 2	大坂	大坂	1			Ⅱ
3532	福居 2	福居	藤屋	1			Ⅱ
3533	福居 3	福居	藤屋	1			Ⅱ
3534	福居 4	福居	藤屋	3			Ⅱ
3535	福居 5	福居	藤屋	1			Ⅱ
3536	福居 6	福居	須鎌	3			Ⅱ
3537	福居 7	福居	須鎌	1			Ⅱ
3538	福居 8	福居	上ノ名	1			Ⅱ
3539	三部 2	三部	三部	3			Ⅱ
3540	船越	船越	船越	3			Ⅱ
3541	船越 2	船越	船越	1			Ⅱ
3542	船越 3	船越	船越	1			Ⅱ
3543	福島 2	福島	福島	2			Ⅱ
3544	父原	父原	父原	2			Ⅱ
3545	父原 2	父原	父原	3			Ⅱ
3546	父原 3	父原	父原	2			Ⅱ
3547	荘 2	荘	荘	1			Ⅱ
3548	根雨原 2	根雨原	根雨原	1			Ⅱ
3549	焼杉	焼杉	焼杉	1			Ⅱ
3550	焼杉 2	焼杉	焼杉	1			Ⅱ
3551	焼杉 3	焼杉	焼杉	2			Ⅱ
3552	福岡 6	福岡	郷原	2			Ⅱ
3553	福岡 7	福岡	池田	2			Ⅱ
3554	福岡 8	福岡	東畑池	2			Ⅱ
3555	福岡 9	福岡	東畑池	1			Ⅱ
3556	福岡 10	福岡	上谷	3			Ⅱ
3557	福岡 11	福岡	上谷	1			Ⅱ
3558	福岡 12	福岡	柱ヶ谷	1			Ⅱ
3559	福岡 13	福岡	柱ヶ谷	1			Ⅱ
3560	福岡 14	福岡	貝市	1			Ⅱ
3561	福岡 15	福岡	仲倉	1			Ⅱ
3562	福岡 16	福岡	畦高	3			Ⅱ
3563	福岡 17	福岡	畦高	1			Ⅱ
3564	福岡 18	福岡	畦高	2			Ⅱ
3565	福岡 19	福岡	上鈷	2			Ⅱ
3566	福岡 20	福岡	上鈷	1			Ⅱ
3567	畑池	畑池	李田	2			Ⅱ
3568	畑池 2	畑池	森脇	3			Ⅱ
3569	畑池 3	畑池	谷中	1			Ⅱ
3570	畑池 4	畑池	谷中	1			Ⅱ
3571	二部 3	二部	間地	3			Ⅱ
3572	二部 4	二部	間地	2			Ⅱ
3573	大内 2	大内	大内	2			Ⅱ
3574	白水 2	白水	白水	3			Ⅱ
3575	三部 3	三部		3			Ⅱ
3576	宇代 4	宇代	宇代	2			Ⅱ
3577	白水 3	白水	白水	1			Ⅱ
人工 2048	大滝 2	大滝	大滝	3			Ⅱ
人工 2049	根雨原 3	根雨原	根雨原	3			Ⅱ
人工 2050	福岡 21	福岡	郷原	1			Ⅱ
人工 2051	福岡 22	福岡	柱ヶ谷	1			Ⅱ
人工 2052	福岡 23	福岡	上代	1			Ⅱ
人工 2053	福岡 24	福岡	上代	2			Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
4302	田園	大殿	田園				Ⅲ
4303	大原2	大原					Ⅲ
4304	口別所2	口別所					Ⅲ
4305	清山2	清山					Ⅲ
4306	小野	小野					Ⅲ
4307	小野2	小野					Ⅲ

○土石流危険溪流一覧

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象			備考
				大字	人家戸数	公共施設等		
						種類	数	
1-3-30-1	日野川	高塚川	高塚川	小町	11	小町農業構造改善センター	1	I
1-3-30-2	日野川	日野川	宮の谷川	上細見	11			I
1-3-30-3	日野川	日野川	上細見川	上細見	9			I
2-27-30-6	佐陀川	佐陀川	上楨原川	半川	8	半川公会堂	1	I
1-3-39-4	日野川	日野川	長山下谷川	長山	4	町民体育館	1	I
1-3-39-5	日野川	日野川	菖浦谷川	長山	4	町民体育館	1	I
1-3-39-6	日野川	日野川	貴住支川1	貴住	0	中学校	1	I
1-3-39-7	日野川	日野川	貴住支川2	貴住	17	公民館	1	I
1-3-39-8	日野川	日野川	岩の口谷川	谷川	7			I
1-3-39-9	日野川	日野川	谷川川	谷川	14	公民館	1	I
1-3-39-10	日野川	日野川	うつし谷川	谷川	29	公民館	1	I
1-3-39-11	日野川	日野川	宮原川	宮原	17	公民館	1	I
1-3-39-12	日野川	日野川	宮原谷川	宮原	16			I
1-3-39-13	日野川	日野川	大原川	白水	11	公民館	1	I
1-3-39-14	日野川	根雨原川	奥山川	根雨原	6			I
1-3-39-15	日野川	日野川	宇代大谷川	宇代	21			I
1-3-39-16	日野川	日野川	谷山川	荘	10	寺院, 公民館	2	I
1-3-39-17	日野川	日野川	荘支川	荘	5	寺院, 公民館	2	I
1-3-39-18	日野川	野上川	父原谷川	父原	15	交流会館	1	I
1-3-39-19	日野川	野上川	沢の谷川	三部	19	老人福祉施設文化センター	2	I
1-3-39-20	日野川	野上川	勘部川	三部	14	老人福祉施設	1	I
1-3-39-21	日野川	野上川	畑谷川	三部	9	寺院	1	I
1-3-39-22	日野川	野上川	懸橋川	船越	5			I
1-3-39-23	日野川	野上川	江戸谷川	船越	2	集会所	1	I
1-3-39-24	日野川	野上川	武王谷川	福島	5			I
1-3-39-25	日野川	野上川	入道谷川	福島	8	集会所	1	I
1-3-39-26	日野川	野上川	藤屋川	福吉	5			I
1-3-39-27	日野川	野上川	二部大谷川	二部	10	公民館, 会館	2	I
1-3-39-28	日野川	野上川	二部小谷川	二部	0	小学校	1	I
1-3-39-29	日野川	間地川	間地川	二部間地	18	公民館	1	I
1-3-39-30	日野川	藤屋川	須鎌川	藤屋	11	公民館	1	I
1-3-39-32	日野川	野上川	杵田川	畑地杵田	8			I
1-3-39-33	日野川	野上川	谷中川	畑地東畑地	6			I
1-3-39-34	日野川	野上川	池田川	畑地池田	8			I
1-3-39-35	日野川	野上川	下代小谷川	福岡	0	公民館	1	I
1-3-39-36	日野川	野上川	家の奥谷川	福岡郷原	5			I
1-3-39-37	日野川	野上川	下代川	福岡	8	公民館	1	I
1-3-39-38	日野川	野上川	上谷川	福岡	7	公民館	1	I
1-3-39-39	日野川	野上川	田の奥谷川	福岡	5			I
1-3-39-40	日野川	野上川	間賀川	上代	5			I

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象			備考	
					大字	人家 戸数	公共施設等		
							種類		数
1-3-39-41	日野川	野上川	上代大谷川	上代	5			I	
1-3-39-43	日野川	野上川	長龍寺谷	三部	4	公民館	1	I	
1-3-39-44	日野川	野上川	二部支川1	二部	6			I	
1-3-39-45	日野川	藤屋川	須鎌川右支川1	藤屋	3	公民館	1	I	
1-3-39-46	日野川	野上川	森脇川	畑池中央	5			I	
1-3-39-47	日野川	野上川	前田川	畑池中央	5			I	
1-3-39-48	日野川	野上川	三部支川	三部	11	集会所	1	I	
1-3-39-49	日野川	野上川	畑地支川	畑地	3	公民館	1	I	
1-3-39-201	日野川	大江川	谷坂川	大内	8	公民館	1	I	
1-3-39-202	日野川	大江川	白ヶ土谷川	大倉	1	集会所	1	I	
1-3-39-203	日野川	白水川	泉川支溪	栃原	10			I	
1-3-39-2	日野川	日野川	足谷川	谷川	3			II	
1-3-39-4	日野川	根雨原川	日野手谷川	根雨原	2			II	
1-3-39-5	日野川	根雨原川	根雨原支川1	根雨原	2			II	
1-3-39-6	日野川	根雨原川	根雨原支川2	根雨原	2			II	
1-3-39-7	日野川	日野川	宇代支川	宇代	2			II	
1-3-39-8	日野川	野上川	父原支川	父原	1			II	
1-3-39-9	日野川	野上川	二部支川2	二部	1			II	
1-3-39-11	日野川	野上川	二部支川3	二部	2			II	
1-3-39-12	日野川	野上川	二部支川4	二部	2			II	
1-3-39-14	日野川	間地川	間地川右支川1	二部	2			II	
1-3-39-15	日野川	間地川	間地川右支川2	二部	1			II	
1-3-39-17	日野川	藤屋川	須鎌川左支川	藤屋	1			II	
1-3-39-18	日野川	藤屋川	須鎌川右支川2	須鎌	2			II	
1-3-39-20	日野川	藤屋川	藤屋川左支川1	焼杉	1			II	
1-3-39-21	日野川	藤屋川	藤屋川左支川2	焼杉	3			II	
1-3-39-24	日野川	野上川	東畑地支川	畑池東畑地	1			II	
1-3-39-25	日野川	谷中川	谷中川右支川	谷中	1			II	
1-3-39-26	日野川	野上川	福岡郷原支川1	福岡郷原	2			II	
1-3-39-27	日野川	野上川	福岡郷原支川2	福岡郷原	3			II	
1-3-39-28	日野川	野上川	福岡郷原支川3	福岡郷原	3			II	
1-3-39-29	日野川	野上川	福岡支川1	福岡	1			II	
1-3-39-30	日野川	野上川	福岡支川2	福岡	3			II	
1-3-39-31	日野川	野上川	長井谷川	福岡	3			II	
1-3-39-32	日野川	野上川	福岡支川3	福岡	2			II	
1-3-39-33	日野川	野上川	福岡支川4	福岡	2			II	
1-3-39-34	日野川	野上川	福岡支川5	福岡	1			II	
1-3-39-35	日野川	野上川	上代支川1	上代	1			II	
1-3-39-36	日野川	野上川	上代支川2	上代	4			II	
1-3-39-37	日野川	野上川	上代支川3	上代	2			II	
1-3-39-38	日野川	野上川	上代支川4	上代	1			II	
1-3-39-39	日野川	野上川	福岡支川6	福岡	1			II	
1-3-39-40	日野川	野上川	上代支川5	上代	1			II	
1-3-39-41	日野川	野上川	上代支川6	上代	3			II	
1-3-39-42	日野川	藤屋川	東谷川	焼杉	3			II	
1-3-39-43	日野川	野上川	宇谷川	上代	2			II	
1-3-39-44	日野川	藤屋川	藤屋川左支川3	畑地	1			II	
1-3-39-201	日野川	白水川	白水川右支溪	大坂	1			II	
1-3-39-202	日野川	白水川	白水川右支溪	大坂	1			II	

○土砂災害警戒区域指定箇所一覧

発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
急傾斜地の崩壊	大坂	I-1044	平成 18 年 3 月 28 日
	大坂 2	II-3531	
土石流	白水川右支溪 1	II-1-3-39-201	
	白水川右支溪 2	II-1-3-39-202	
急傾斜地の崩壊	大滝	I-1045	
	大滝 2 地区	II-人工 2048	
急傾斜地の崩壊	岩立	I-1046	
	岩立	II-3523	
急傾斜地の崩壊	添谷	I-1047	
急傾斜地の崩壊	末鎌	I-1048	
急傾斜地の崩壊	大倉	I-1049	
土石流	臼ヶ土谷川	I-1-3-39-202	
急傾斜地の崩壊	貴住	I-1050	
	貴住 2 地区	I-人工 60	
土石流	貴住支川 1	I-1-3-39-6	
	貴住支川 2	I-1-3-39-7	
急傾斜地の崩壊	上野	I-1051	
急傾斜地の崩壊	一ノ段	I-1528	
急傾斜地の崩壊	長山	I-1529	
土石流	長山下谷川	I-1-3-39-4	
	菖浦谷川	I-1-3-39-5	
急傾斜地の崩壊	宮原	I-1530	
	宮原 2 地区	II-3528	
土石流	宮原川	I-1-3-39-11	
	宮原谷川	I-1-3-39-12	
急傾斜地の崩壊	大原	I-1531	
急傾斜地の崩壊	根雨原	I-1532	
	根雨原 2 地区	II-3548	
	根雨原 3 地区	II-人工 2049	
土石流	奥山川	I-1-3-39-14	
	日野手谷川	II-1-3-39-4	
	根雨原支川 1	II-1-3-39-5	
	根雨原支川 2	II-1-3-39-6	
急傾斜地の崩壊	白水	I-1533	
	白水 2	II-3574	
	白水 3	II-3577	
土石流	大原川	I-1-3-39-13	
急傾斜地の崩壊	大内	I-1535	
	大内 2	II-3573	
土石流	谷坂川	I-1-3-39-201	
急傾斜地の崩壊	富江	I-人工 61	
	富江 2 地区	II-3530	
急傾斜地の崩壊	栃原	I-人工 62	
土石流	泉川支溪	I-1-3-39-203	
急傾斜地の崩壊	宝殿	II-3524	
急傾斜地の崩壊	谷川	II-3525	
土石流	岩の口谷川	I-1-3-39-8	
	谷川川	I-1-3-39-9	
	うつし谷川	I-1-3-39-10	
	足立川	II-1-3-39-2	
土石流	宮の谷川	I-1-3-30-2	平成 20 年 3 月 11 日
	上細見川	I-1-3-30-3	

宇代大谷川	I-1-3-39-15
谷山川	I-1-3-39-16
莊支川	I-1-3-39-17
父原谷川	I-1-3-39-18
沢の谷川	I-1-3-39-19
勘部川	I-1-3-39-20
畑谷川	I-1-3-39-21
懸橋川	I-1-3-39-22
江戸谷川	I-1-3-39-23
武王谷川	I-1-3-39-24
入道谷川	I-1-3-39-25
藤屋川	I-1-3-39-26
二部大谷川	I-1-3-39-27
小谷川	I-1-3-39-28
間地川	I-1-3-39-29
須鎌川	I-1-3-39-30
杳田川	I-1-3-39-32
谷中川	I-1-3-39-33
池田川	I-1-3-39-34
下代小谷川	I-1-3-39-35
家の奥谷川	I-1-3-39-36
下代川	I-1-3-39-37
上谷川	I-1-3-39-38
田の奥谷川	I-1-3-39-39
間賀川	I-1-3-39-40
上代大谷川	I-1-3-39-41
長龍寺谷	I-1-3-39-43
二部支川 1	I-1-3-39-44
須鎌川右支川 1	I-1-3-39-45
森脇川	I-1-3-39-46
前田川	I-1-3-39-47
三部支川	I-1-3-39-48
藤屋川左支川 3	I-1-3-39-49
宇代支川	II-1-3-39-7
父原支川	II-1-3-39-8
二部支川 2	II-1-3-39-9
二部支川 3	II-1-3-39-11
二部支川 4	II-1-3-39-12
間地川右支川 1	II-1-3-39-14
間地川右支川 2	II-1-3-39-15
須鎌川左支川	II-1-3-39-17
須鎌川右支川 2	II-1-3-39-18
藤屋川左支川 1	II-1-3-39-20
藤屋川左支川 2	II-1-3-39-21
東畑地支川	II-1-3-39-24
谷中川右支川	II-1-3-39-25
福岡郷原支川 1	II-1-3-39-26
福岡郷原支川 2	II-1-3-39-27
福岡郷原支川 3	II-1-3-39-28
福岡支川 1	II-1-3-39-29
福岡支川 2	II-1-3-39-30
長井谷川	II-1-3-39-31
福岡支川 3	II-1-3-39-32
福岡支川 4	II-1-3-39-33
福岡支川 5	II-1-3-39-34
上代支川 1	II-1-3-39-35
上代支川 2	II-1-3-39-36

	上代支川 3	Ⅱ-1-3-39-37
	上代支川 4	Ⅱ-1-3-39-38
	福岡支川 6	Ⅱ-1-3-39-39
	上代支川 5	Ⅱ-1-3-39-40
	上代支川 6	Ⅱ-1-3-39-41
	東谷川	Ⅱ-1-3-39-42
	宇谷川	Ⅱ-1-3-39-43
	畑地支川	Ⅱ-1-3-39-44
急傾斜地の崩壊	半川地区	I-937
	大原地区	I-938
	真野地区	I-939
	口別所地区	I-940
	小町北地区	I-941
	小町南地区	I-942
	上細見南地区	I-943
	上細見区	I-944
	坂長上地区	I-945
	坂長下地区	I-946
	大寺地区	I-947
	福岡地区	I-1037
	福居地区	I-1038
	二部地区	I-1039
	福島地区	I-1040
	船越地区	I-1041
	三部地区	I-1042
	古市地区	I-1043
	清山地区	I-1170
	上の名地区	I-1190
	二部 2 地区	I-1191
	三部地区	I-1192
	田園町地区	I-1453
	福岡 2 地区	I-1526
	福岡 3 地区	I-1527
	荘地区	I-1534
	福吉地区	I-1536
	福岡 4 地区	I-1537
	福岡 5 地区	I-1538
	金廻地区	I-人工 50
	久古地区	I-人工 51
	宇代地区	I-人工 62
	大殿地区	Ⅱ-3015
	丸山地区	Ⅱ-3016
	丸山 2 地区	Ⅱ-3017
	宇代 2 地区	Ⅱ-3526
	宇代 3 地区	Ⅱ-3527
	古市 2 地区	Ⅱ-3529
	福居 2 地区	Ⅱ-3532
	福居 3 地区	Ⅱ-3533
	福居 4 地区	Ⅱ-3534
福居 5 地区	Ⅱ-3535	
福居 6 地区	Ⅱ-3536	
福居 7 地区	Ⅱ-3537	
福居 8 地区	Ⅱ-3538	
三部 2 地区	Ⅱ-3539	
船越地区	Ⅱ-3540	
船越 2 地区	Ⅱ-3541	
船越 3 地区	Ⅱ-3542	

	福島 2 地区	Ⅱ-3543	
	父原地区	Ⅱ-3544	
	父原 2 地区	Ⅱ-3545	
	父原 3 地区	Ⅱ-3546	
	荘 2 地区	Ⅱ-3547	
	焼杉地区	Ⅱ-3549	
	焼杉 2 地区	Ⅱ-3550	
	焼杉 3 地区	Ⅱ-3551	
	福岡 6 地区	Ⅱ-3552	
	福岡 7 地区	Ⅱ-3553	
	福岡 8 地区	Ⅱ-3554	
	福岡 9 地区	Ⅱ-3555	
	福岡 10 地区	Ⅱ-3556	
	福岡 11 地区	Ⅱ-3557	
	福岡 12 地区	Ⅱ-3558	
	福岡 13 地区	Ⅱ-3559	
	福岡 14 地区	Ⅱ-3560	
	福岡 15 地区	Ⅱ-3561	
	福岡 16 地区	Ⅱ-3562	
	福岡 17 地区	Ⅱ-3563	
	福岡 18 地区	Ⅱ-3564	
	福岡 19 地区	Ⅱ-3565	
	畑池地区	Ⅱ-3567	
	畑池 2 地区	Ⅱ-3568	
	畑池 3 地区	Ⅱ-3569	
	畑池 4 地区	Ⅱ-3570	
	二部 3 地区	Ⅱ-3571	
	二部 4 地区	Ⅱ-3572	
	三部 3 地区	Ⅱ-3575	
	宇代 4 地区	Ⅱ-3576	
	大殿二地区	Ⅱ-人工 2013	
	福岡 21 地区	Ⅱ-人工 2049	
	福岡 22 地区	Ⅱ-人工 2050	
	福岡 23 地区	Ⅱ-人工 2051	
	福岡 24 地区	Ⅱ-人工 2052	
土石流	高塚川	I-1-3-30-1	平成 26 年 12 月 16 日
土石流	後谷川	I-1-3-39-50	平成 26 年 12 月 16 日
土石流	上楨原川	I-2-27-30-6	平成 26 年 12 月 16 日
土石流	焼杉 1	Ⅱ-1-3-39-45	平成 26 年 12 月 16 日
土石流	焼杉 2	Ⅱ-1-3-39-46	平成 26 年 12 月 16 日
土石流	歓谷	Ⅱ-1-3-39-47	平成 26 年 12 月 16 日
土石流	ナカヤマ谷	Ⅱ-1-3-39-48	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	伯耆ニュータウン地区	I-1573	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	長山 2 地区	I-1580	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	宇代地区	I-人工 68	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	福岡 24 地区	Ⅱ-人工 2053	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	大殿 3 地区	Ⅲ-4302	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	大原 2 地区	Ⅲ-4303	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	口別所 2 地区	Ⅲ-4304	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	清山 2 地区	Ⅲ-4305	平成 26 年 12 月 16 日
急傾斜地の崩壊	小野地区	Ⅲ-4306	平成 26 年 12 月 16 日
地すべり	大坂地区	62	平成 27 年 3 月 24 日
地すべり	焼杉地区	123	平成 27 年 3 月 24 日

○雪崩危険箇所一覧

箇所名	所在地		人家 戸数	保全対象	
	町・村	大字		公共施設等	
				種類	数
大寺	伯耆町	大寺	8	大寺公民館	1
坂長上	伯耆町	坂長上	7		
小町北	伯耆町	小町北	15		
小町南	伯耆町	小町南	9	小町南公民館	1
上細見	伯耆町	上細見	12		
半川	伯耆町	半川	11	半川公民館	1
貴住	伯耆町	貴住	28	中学校, 公民館	2
大倉	伯耆町	大倉	18	集会所	1
大坂	伯耆町	大坂	17	公民館	1
大滝	伯耆町	大滝	20	郵便局, 保育所, 公民館, 集会所	4
三部	伯耆町	白山ノ二	25		
船越	伯耆町	新次郎田	11	集会所	1
福島	伯耆町	福島	10	集会所	1
二部	伯耆町	二部	11	小学校, 老人福祉施設	2
福岡 1	伯耆町	福岡	1	小学校	1
大内	伯耆町	大内	2	公民館	1
大内	伯耆町	大内	2		
福居	伯耆町	谷口	3		

〔消防・水防〕

○町消防団の現状

分団名	団員数	出動の区域	警戒の区域
消防団本部	3	町内全域	町内全域
第1分団	160	溝口地区	溝口地区
第2分団			二部地区
第3分団			日光地区
第4分団		岸本地区	八郷地区
第5分団			大幡地区
第6分団			幡郷地区
第7分団		町内全域	町内全域
計	163 (定員)		

○自衛消防団一覧

No.	集落名	No.	集落名
1	林ヶ原	46	船越
2	清山	47	福吉
3	口別所	48	福島
4	久古	49	三部一区
5	福原	50	三部二区
6	サン団地	51	三部佳住
7	番原	52	溝口一
8	真野	53	溝口文教区
9	大原	54	溝口ニ
10	須村	55	溝口三
11	丸山	56	溝口四
12	小林	57	溝口五
13	藍野	58	谷川
14	ペンション	59	宮原
15	上細見	60	大倉
16	立岩	61	大原
17	木戸口	62	白水
18	吉定	63	根雨原
19	岸本	64	宇代
20	伯耆ニュータウン	65	中祖
21	押口	66	古市
22	駅前	67	父原
23	吉長	68	荘一
24	遠藤	69	荘二
25	リバータウン	70	荘三
26	遠藤団地	71	大江

No.	集落名	No.	集落名
27	小野	72	長山
28	小町	73	妙見寺
29	大寺	74	貴住
30	こしきが丘	75	上野
31	殿河内	76	太平原
32	田園町	77	金屋谷
33	みどり	78	岩立
34	坂長	79	榑水高原
35	スカイタウン大殿	80	アイノピア・溝口
36	岩屋谷	81	籠原
37	間地	82	栃原
38	二部区	83	大瀧
39	東畑池	84	大坂
40	西畑池	85	富江
41	福岡区	86	福永
42	焼杉	87	末鎌
43	上の名	88	添谷
44	須鎌	89	大内
45	藤屋		

○消防団保有車両等一覧

普通消防ポンプ自動車		水槽付消防ポンプ自動車		小型動力ポンプ積載車	手引動力ポンプ	小型動力ポンプ
B1級以上	B2級以上	B1級以上	B2級以上			
4	0	0	0	4	0	2

○消防水利の現況

基準数	現 有 数			
	公設消火栓 (150mm以上)	公設水槽 (40t以上)	その他	計
259	51	104	82	237

○危険物施設の現況

屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
4	4	3	47	4	14	10	86

○重要水防箇所一覽

1 国土交通省日野川河川事務所所管

河川名	地先名 (水防管理団 体)	左右岸	区 間			種 別	重要度	重要理由	
			距離標		延長(m)				
日野川	伯耆町大殿	左	8k300	～	8k800	500	堤体漏水	B	堤防断面不足
日野川	伯耆町吉長	右	8k300	～	8k400	100	旧川跡	要	
日野川	伯耆町大殿	左	8k500	～	8k600	100	旧川跡	要	
日野川	伯耆町吉長	右	8k750	～	8k850	100	旧川跡	要	
日野川	伯耆町大殿	左	8k900	～	9k100	200	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町大殿	左	9k000	～	9k000	0	破堤跡	要	破堤跡
日野川	伯耆町大殿	左	9k900	～	10k050	150	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町大殿	左	10k050	～	10k500	450	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町吉長	右	10k100	～	10k500	400	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町吉長	右	10k140	～	10k180	40	旧川跡	要	
日野川	伯耆町大殿	左	10k500	～	11k000	500	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町吉定	右	10k650	～	10k900	250	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町吉定	右	10k900	～	11k100	200	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町金廻	左	11k000	～	11k300	300	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町吉定	右	11k100	～	11k300	200	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町吉定	右	11k220	～	11k260	40	旧川跡	要	
日野川	伯耆町立岩	左右	11k270	～	11k270	0	工作物	B	
日野川	伯耆町吉定	右	11k300	～	11k500	200	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町立岩	右	11k500	～	11k900	400	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町金廻	左	11k700	～	11k900	200	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町立岩	右	11k900	～	12k250	350	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町立岩	左右	12k020	～	12k020	0	工作物	B	
日野川	伯耆町立岩	右	12k250	～	12k500	250	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町立岩	右	12k500	～	12k850	350	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町上細見	右	12k850	～	13k500	650	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町上細見	右	13k500	～	13k750	250	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町溝口	右	13k750	～	15k200	1,450	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町溝口	右	14k300	～	14k500	200	基盤漏水	B	
日野川	伯耆町宇代	左	14k400	～	14k600	200	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町宇代	左	14k600	～	15k350	750	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町溝口	右	14k600	～	14k630	30	旧川跡	要	
日野川	伯耆町大江	右	14k730	～	14k780	50	旧川跡	要	
日野川	伯耆町宇代	左	14k840	～	14k890	50	旧川跡	要	
日野川	伯耆町溝口	右	14k950	～	15k150	200	旧川跡	要	
日野川	伯耆町溝口	右	15k200	～	15k400	200	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町溝口	左右	15k390	～	15k390	0	工作物	B	
日野川	伯耆町溝口	右	15k400	～	16k000	600	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町宇代	左	15k450	～	15k700	250	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町宇代	左	15k570	～	15k700	130	旧川跡	要	
日野川	伯耆町宇代	左	15k700	～	16k000	300	越水(溢水)	A	流下能力不足
日野川	伯耆町宮原	右	15k850	～	16k100	250	旧川跡	要	
日野川	伯耆町宇代	左	16k250	～	16k330	80	旧川跡	要	
日野川	伯耆町宮原	右	16k500	～	16k650	150	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町中祖	左	16k500	～	16k900	400	越水(溢水)	B	流下能力不足
日野川	伯耆町古市	左	16k900	～	17k000	100	越水(溢水)	A	流下能力不足

2 西部総合事務所県土整備局所管

河川名	地先名	区間				種別	重要度	備考	
		左右岸	距離標		延長(m)				
清山川	西伯郡伯耆町吉定	右	0K000	～	0K620	580	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	C	C-1, 2
清山川	西伯郡伯耆町吉定	右	0K620	～	0K800	150	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	B	B-1, 2
清山川	西伯郡伯耆町立岩	左	0K000	～	0K700	670	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	C	C-1, 2
清山川	西伯郡伯耆町上細見	左	0K700	～	1K230	480	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	A	A-1～4
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	右	0K450	～	0K550	80	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	C	C-1
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	右	0K770	～	0K950	160	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	C	C-2
藤屋川	西伯郡伯耆町福吉～船越	左	0K250	～	0K550	270	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	C	C-1～3
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	左	0K650	～	0K770	100	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	C	C-4
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	左	0K770	～	1K170	370	河川災害危険箇所 (水衝・洗掘)	B	B-1～5

○町内重要排水樋門一覧

1 西部総合事務所県土整備局

河川名	位置		種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種類	(施設) 管理者	管理委託 団体名
	町村	大字						
清山川	伯耆	立岩	鋼製	H = 1.2m L = 1.2m	立岩 1	手動	鳥取県知事	伯耆町
清山川	伯耆	立岩	鋼製	〃	立岩 2	手動	鳥取県知事	伯耆町
清山川	伯耆	立岩	鋼製	H = 1.1m L = 1.2m	立岩 3	手動	鳥取県知事	伯耆町
野上川	伯耆	二部	ゴム	H=0.6m L=18.2m	1 門 清水塔堰	電動	伯耆町	
野上川	伯耆	三部	鋼製	H=1.5m L=13.0m	2 門	電動	伯耆町	大仙田
野上川	伯耆	古市	鋼製	H=1.25m L=12.7m	2 門 中祖堰	電動	伯耆町	
日野川	伯耆	中祖	鋼製	H=3.3m L=5.5m H=2.3m	2 門 3 門	電動	鳥取企業局	
日野川	伯耆	荘	鋼製	H=3.0m L=3.0m	1 門	手動 電動	中国電力	
日野川	伯耆	岸本	鋼製	H = 1.5m L = 2.5m	2 連	手動 電動	箕蚊屋土地改良区	

2 国土交通省日野川河川事務所

河川名	位置		種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種別	(施設) 管理者	管理 委託団体名
	町村	大字						
日野川	伯耆	中祖	鋼製	H=2.20m L=3.00m	中祖排水樋門 (1門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町
日野川	伯耆	立岩	鋼製	H=0.61m L=0.71m	立岩第3排水樋管 (1門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町
日野川	伯耆	立岩	鋼製	H=0.85m L=0.95m	立岩排水樋門 (1門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町
日野川	伯耆	吉定	鋼製	H=1.55m L=2.05m	吉定排水樋門 (1門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町
日野川	伯耆	吉定	鋼製	H=1.55m L=2.15m	吉定第2排水樋門 (2門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町
日野川	伯耆	大寺	鋼製	H=0.64m L=0.71m	大寺第3排水樋管 (1門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町
日野川	伯耆	大寺	鋼製	H=0.64m L=0.71m	大寺第2排水樋管 (1門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町
日野川	伯耆	大寺	鋼製	H=0.85m L=0.93m	大寺排水樋管 (1門)	電動	国土交通省 日野川河川事務所	伯耆町

○町内防災重点ため池

池名	大字等	天端幅	堤高	堤頂長	総貯水量 (千m3)	満水面積 (km2)	受益面積 (一斉点検) (ha)	受益面積 (台帳) (ha)	かんがい 戸数 (戸)	備考
		(m)	(m)	(m)						
荘溜池	荘	3	6.5	73	20	0.00729	5	5.0	26	
宝殿堤	金屋谷	3	3	95	3	0.0015	4	5.0	5	
大平溜池(上野溜池)	上野	4	7.6	185.7	4.8	0.0123	15	12.0	19	
大成池	丸山	2.5	4.7	131	37.6	0.0177	26	26.0	42	
福岡池	福岡原	3.4	6	212	100.8	0.0181	25	20.7	36	
番原池	番原	6.4	6.4	103	24	0.01	13	12.6	37	
清山池	清山	3	6.1	38	24	0.01	5	5.0	19	
熊谷上溜池	二部	3	6.75	54	2.5	0.0008	3	3.0	1	
原堤	金屋谷	2	3.1	140	17	0.0018	3	3.0	10	
別所池	口別所	3	3.4	66.3	13.6	0.005	2	2.0	11	
前田上池	小町175	4	3.9	45.7	1	0.001	0.8	0.8	不明	
井谷溜池	父原	6	23	72	52	0.01	0.51	5.0	0	
権現谷堤	二部1617	1.7	3	21.6	3	0.001	0.5	0.5	不明	
堤ノ上溜池(新溜池)	富江	3	4.8	43	2.5			3.0		追加で浸水想定 of 作成
奥福園溜池	福園	4	2	30	9			4.0		水位低、未利用の可能性大のため廃止の方向で検討
谷奥池	大内	6.7	3.4	41	7	0.0036	5	5.0	5	水位低、水路の損傷により利用不可
熊谷中の堤	二部熊谷奥	2	4	7	3	0.0003		3.0		斜樋なし
荒神様池	須村							0.0		
佛ヶ谷堤	福岡		4	10	2.5			0.5		堤体損傷により貯水不可

○水防用資機材備蓄状況

水防倉庫		水防資材						水防器材											自動車				水防要員				
棟数	坪数	たわら又はビニール止り	かます又はビニール	むしろ	なわ又はロープ	木材2m	鉄線	かすがい	掛矢	たこづち	なた	おの	かま	つるはし	のこ	ワイヤーロープ	唐ぐわ	スコップ	とび口	投光器	乗用車	小型自動車	貨物自動車	特殊自動車	消防団	その他	計
1	14.5	1,500	520	20	210	15	50	50	10	7	8	7	13	8	9	210	7	50	9	6	2	4	2	4	144	—	144

〔通信関係〕

○伯耆町防災行政無線一覧

1 移動系（IP無線）

連番	名称	配布先	S/N	SIM番号
1	ほうき本部 3	役場(本部)	HC4G-100251	020-2021-8160
2	ほうき本部 4	役場(本部)	HC4G-100252	020-1694-2643
3	ほうき本部 5	役場(本部)	HC4G-100253	020-1783-8938
4	ほうき団長	団長	HC4G-100254	020-1991-8248
5	ほうき副団長 1	副団長	HC4G-100255	020-2006-3241
6	ほうき副団長 2	副団長	HC4G-100256	020-1783-8928
7	ほうき 1-1(車)	車両(第1分団)	HC4G-100257	020-1996-3886
8	ほうき 1-2	第1分団分団長	HC4G-100258	020-2001-8214
9	ほうき 1-3	第1分団	HC4G-100259	020-1785-3250
10	ほうき 2-1(車)	車両(第2分団)	6C4G-100260	020-1973-8106
11	ほうき 2-2	第2分団分団長	6C4G-100261	020-2055-8290
12	ほうき 2-3	第2分団	6C4G-100262	020-2001-8308
13	ほうき3-1(車)	車両(第3分団)	6C4G-100263	020-2001-7782
14	ほうき 3-2	第3分団分団長	6C4G-100264	020-1973-6465
15	ほうき 3-3	第3分団	6C4G-100265	020-1785-3305
16	ほうき4-1(車)	車両(第4分団)	6C4G-100266	020-1974-1609
17	ほうき 4-2	第4分団分団長	6C4G-100267	020-1967-0560
18	ほうき 4-3	第4分団	6C4G-100268	020-1974-3237
19	ほうき5-1(車)	車両(第5分団)	6C4G-100269	020-1992-0496
20	ほうき 5-2	第5分団分団長	6C4G-100270	020-2022-4935
21	ほうき 5-3	第5分団	6C4G-100271	020-1974-3577

22	ほうき6-1(車)	車両(第6分団)	6C4G-100272	020-1774-2581
23	ほうき6-2	第6分団分団長	6C4G-100273	020-1974-0122
24	ほうき6-3	第6分団	6C4G-100274	020-1974-1597
25	ほうき7-1(車)	車両(第7分団)	6C4G-100275	020-1785-3235
26	ほうき7-2	第7分団分団長	6C4G-100276	020-1777-6399
27	ほうき7-3	第7分団	6C4G-100277	020-1777-6818
28	ほうき7-4	第7分団	6C4G-100278	020-1785-3894

2 同報系

1 間地 2 二部 3 畑池 4 郷原 5 福岡 6 焼杉 7 福居 8 三部 9 宮原 10 大倉 11 大原 12 白水 13 根雨原 14 古市 15 荘 16 上野 17 金屋谷 18 榑水 19 大滝 20 大坂 21 富江 22 添谷 23 末鎌 24 溝口 25 丸山 26 番原 27 立岩 28 大殿 29 吉長

○災害時優先電話指定状況一覧

(令和3年3月末現在)

設置場所(機関)
溝口分庁舎(溝口)
溝口小学校(溝口)
溝口中学校(長山)
二部小学校(二部)
二部公民館(二部)
日光公民館(栃原)
岸本小学校(吉長)
八郷小学校(真野)
岸本中学校(吉長)
伯耆町長宅
伯耆町役場(町長室)(吉長)
伯耆町役場(吉長)
伯耆町役場(吉長)
伯耆町岸本保健福祉センター(大殿)
以上15回線

〔輸送・交通等〕

○建設機械等保有状況

所属課名	トラック		ダンプトラック		グレーダ	タイヤ ショベル	マイクロ バス
	大型	小型	大型	小型			
地域整備課	1	2		5	2	4	
分庁総合窓口課							2
教育委員会		1		1			
産業課		1					
合計	1	4		6	2	4	2

○町有車両一覧

自動車登録番号		所管課	備考	車名	取得年月日
鳥取 さ	200-607	企画課		リエッセ	2013.9
鳥取 さ	200-690	企画課		トヨタ ハイエースコミュニ ター	2016.3
鳥取 さ	200-805	企画課		ローザ	2018.9
鳥取 さ	200-717	企画課		ローザ	2016.9
鳥取 さ	200-718	企画課		ローザ	2016.9
鳥取 う	480-536	企画課	F&S パル	スズキ アルト	2016.8
鳥取 つ	580-1827	企画課		エブリイワゴン	2013.7
鳥取 ね	580-3290	企画課		エヌボックス	2016.6
鳥取 さ	480-6204	企画課	リース車	ダイハツ	2019.6
鳥取 き	480-2008	岸本公民館		スズキ	2012.5
鳥取 さ	100-4368	給食センター		マツダ	2006.9
鳥取 さ	100-4389	給食センター		イスダ	2006.9
鳥取 さ	100-7772	給食センター		エルフ	2014.9
鳥取 え	480-2982	教育委員会		アクティバン	2009.6
鳥取 け	480-4925	教育委員会		スズキ キャリー	2015.12
鳥取 く	480-858	健康対策課		ハイゼットカーゴ	2013.10
鳥取 え	480-9304	健康対策課		ホンダ	2010.6
鳥取 さ	100-7691	産業課	堆肥センター	フォワード	2014.7
鳥取 さ	400-9840	産業課	堆肥センター	イスダ エルフダンプ	2004.10
鳥取 き	430-8931	産業課		スズキ	2012.5
鳥取 う	480-7620	産業課	リース車	ホンダ アクティバン	2008.8
鳥取 き	480-2000	産業課		スズキ	2012
	DAM352S	産業課	堆肥センター	デリカマニアスフレックダ 352	2009.11
	SD2710D	産業課	堆肥センター	カキタマニアスフレックダ 2710	2004.10
	WS510A	産業課	堆肥センター	ミツビシホイローダー	2004.10
鳥取 さ	480-980	農業委員会		スズキキャリー	2018.7
鳥取 ふ	500-9776	写真美術館		ホンダ (フィット)	2011.7
鳥取 か	480-6043	商工観光課		スバル	2011.6
鳥取 き	480-8148	生活相談室		スズキ エヴリイ	2013.5
鳥取 う	580-5132	生活相談室		ミラ	2018.4
鳥取 え	480-2981	税務室		アクティバン	2009.6
鳥取 す	480-4499	地籍調査室	リース車	ダイハツハイゼット	2020.11
伯耆町い	-224	総合スポーツ公園		トヨタ	2010.7

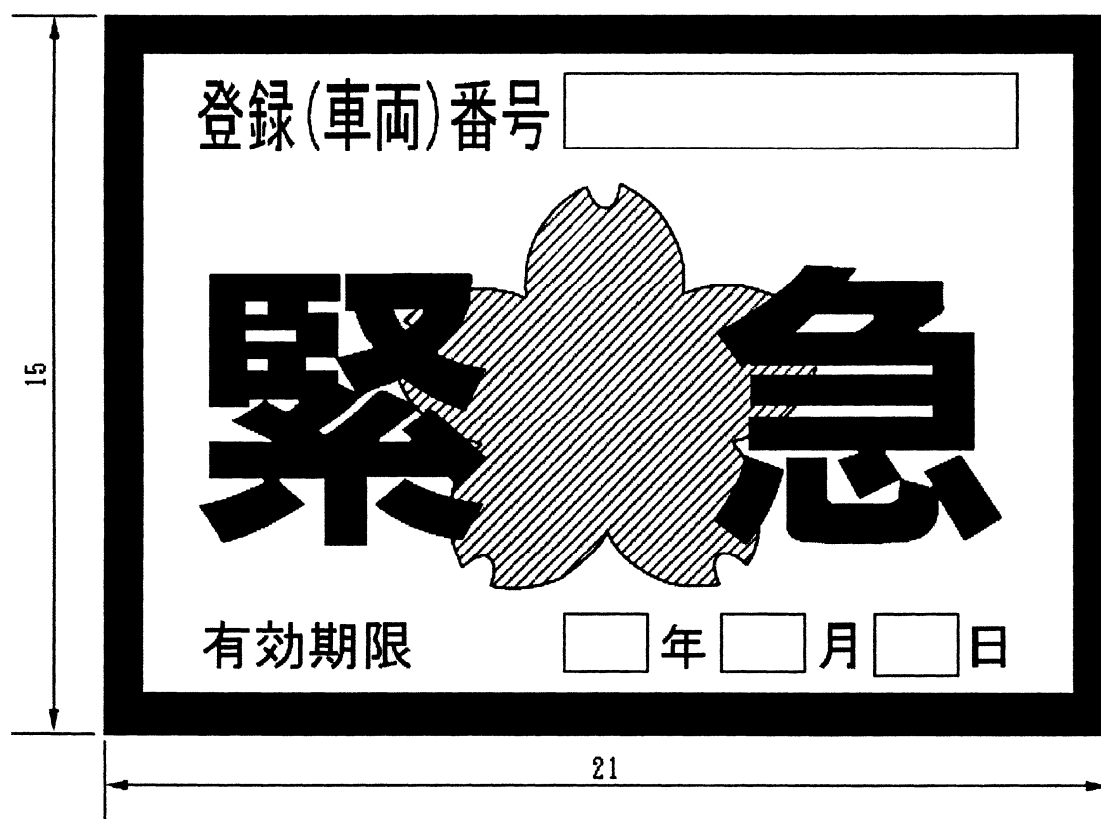
鳥取 あ	480-7096	総合スポーツ公園		スバル	2005.11
鳥取 え	480-9305	総合スポーツ公園		ホンダ	2010.6
鳥取 こ	580-1911	総合スポーツ公園	スマイリー	バモス	2009.8
鳥取 に	300-1372	総務課		トヨタ [®] リウスPHV	2012.8
鳥取 な	300-4088	総務課		トヨタ [®] リウス	2011.8
鳥取 め	500-2290	総務課		ニッサン セレナ	2015.9
鳥取 む	500-2812	総務課		ホンダ フィットハイブリッド	2014.9
鳥取 さ	800-8532	総務課	リース車	イスズ	2020.3
鳥取 さ	800-1412	総務課		ダ [®] 付	2001.3
鳥取 さ	800-1413	総務課		ダ [®] 付	2001.3
鳥取 さ	800-1414	総務課		ダ [®] 付	2001.3
鳥取 さ	800-5373	総務課		ヒノ	2010.2
鳥取 さ	800-6000	総務課		ヒノ	2012.2
鳥取 さ	800-6646	総務課		ヒノ	2014.3
鳥取 さ	800-6912	総務課		ヒノ デュトロ	2015.1
鳥取 さ	800-7223	総務課		フォレスター	2015.12
鳥取 さ	800-7340	総務課		イスズ	2016.3
鳥取 あ	880-200	総務課		ハイゼットカーゴ	2008.2
鳥取 る	000-486	環境整備室		キャタピラー	2013.3
鳥取 も	00-0780	環境整備室		コマツ	1991.11
鳥取 も	00-854	環境整備室		ミツビシ	1993.10
鳥取 さ	100-5737	環境整備室		2トン キャンター	2009.9
鳥取 す	100-53	環境整備室		ヒノ	2019.11
鳥取 せ	11-8738	環境整備室		7トン キャンター	1997.10
鳥取 と	300-9123	環境整備室		スバル	2010.11
鳥取 あ	41-2581	環境整備室		ミニキャブトラック	2000.8
鳥取 る	000-124	環境整備室		コマツクレータ [®]	2020.10
鳥取 る	000-758	環境整備室		ショベルロータ [®] (トヨタ)	2020.11
鳥取 る	000-759	環境整備室		ショベルロータ [®] (トヨタ)	2020.11
鳥取 な	50-9081	環境整備室	こしき貸出	クワンボックス	2000.4
鳥取 さ	480 - 5958	環境整備室		スズキ	2019.5
鳥取 い	480-2664	環境整備室		スバルサンバー	2006.8
鳥取 さ	800-8287	環境整備室		ミツビシ	2019.12
鳥取 す	100-543	環境整備室		イスズダンプ	2020.11
鳥取 つ	580-345	上下水道室		ジムニー	2013.6
鳥取 さ	800-1825	上下水道室		キュウスイヤ	2001.10
鳥取 さ	800-8248	上下水道室		キュウスイヤ	2019.3
鳥取 あ	880-851	上下水道室		ダイハツハイゼット	2017.8
鳥取 さ	480-6205	上下水道室		ダイハツ	2019.6
鳥取 こ	480-5607	福祉課		ハイゼットカーゴ	2017.9
鳥取 る	40-664	福祉課	ゆうあいパル	ダ [®] イツハイゼットカーゴ	1999.6
鳥取 か	480-8122	福祉課		ダ [®] イツハイゼット	2011.10
鳥取 ち	580-8929	福祉課		ワゴン R	2013.5
鳥取 た	580-751	文化センター		スズキ ジムニー	2012.6
鳥取 さ	200-417	分庁総合窓口課		ポンチョ	2007.9
鳥取 さ	200-418	分庁総合窓口課		ポンチョ	2007.9
鳥取 さ	200-820	分庁総合窓口課		リエッセ II	2018.11
鳥取 さ	200-499	分庁総合窓口課		ヒノ リエッセ	2009.12
鳥取 さ	200-84	分庁総合窓口課		メルファ	2007.9

鳥取 く	480-5913	分庁総合窓口課	リース車	ハイゼット	2014.7
鳥取 ほ	500-485	分庁総合窓口課		ニッサン	2011.7
鳥取 は	500-9551	分庁総合窓口課		マツダ デミオ	2009.8
鳥取 ひ	500-9801	分庁総合窓口課		スズキ	2010.7
鳥取 は	50-8386	分庁総合窓口課		ダイハツ	2003.2
鳥取 さ	430-8931	まちづくり推進室	放送センター	トヨタ	2009.12
鳥取 か	480-8121	まちづくり推進室	日光公民館	ダイハツハイゼット	2011.10
鳥取 き	480-8662	まちづくり推進室	二部公民館	エブリイ	2013.6
鳥取 き	480-8663	まちづくり推進室	有線テレビ放送	エブリイ	2013.6
鳥取 ひ	500-8145	まちづくり推進室		デミオ	2010.5

○ヘリコプター離着陸可能場所一覧

離着陸場名	備考
伯耆町総合スポーツ公園	防災ヘリ、ドクターヘリ
岸本中学校	防災ヘリ
溝口小学校	防災ヘリ
溝口中学校	防災ヘリ
日光農村広場 (旧日光小学校)	防災ヘリ、ドクターヘリ
溝口多目的グラウンド	防災ヘリ、ドクターヘリ
大山ロイヤルホテル駐車場	防災ヘリ
日光農村広場上空地	防災ヘリ
柘水原第2駐車場	防災ヘリ、ドクターヘリ
楽々福水辺公園	ドクターヘリ
伯耆町民グラウンド	ドクターヘリ

○緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

[条 例 等]

○伯耆町防災会議条例

平成17年 1 月 1 日

条例第12号

改正 平成24年12月20日条例第19号

令和元年12月19日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、伯耆町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1人
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (3) 町を所轄する警察署長
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 3人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 1人
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2人以内

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伯耆町水防協議会条例の廃止)

2 伯耆町水防協議会条例（平成17年伯耆町条例第14号）は、廃止する。

○伯耆町災害対策本部条例

平成17年1月1日

条 例 第 13 号

改正 平成24年12月20日条例第19号

平成27年3月30日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等再作特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において読み替えて準用する同法第26条の規定に基づき、伯耆町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第11号） この条例は公布の日から施行する。

○鳥取県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和2年規則第6号

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。

イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり330円以内とする。

(ア) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

(イ) 消耗器材費

(ウ) 建物の使用謝金

(エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費

(オ) 光熱水費

(カ) 仮設便所等の設置費

エ 福祉避難所(高齢者、障がい者その他の避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費をウの金額に加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設型応急住宅(建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。)又は賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。)の供与その他適切な方法により供与する。

イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア) 設置に当たっては、公有地の利用を原則とする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。

(イ) 福祉仮設住宅(高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする複数の者に供与する施設であって、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置

に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

- (エ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。
 - (オ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の完成の日から2年以内とする。
 - (カ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型応急住宅の戸数が、おおむね50戸以上である場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を、50戸未満の場合にあっては戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
 - (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。
- ウ 賃貸型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。
- (ア) 1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ウ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、その地域の実情に応じて知事が別に定める額とする。
 - (イ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
 - (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、賃貸型応急住宅の供与の日から2年以内とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品

等を喪失し、又は毀損したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 災害のため医療のみちを失った者に対し、応急的な医療処置を行う。

イ 医療は、救護班(法第 7 条の規定により従事命令を受けた医師、看護師等で構成する救護班又は法第 16 条の規定により知事から委託を受け、医療業務に従事する日本赤十字社の救護班をいう。以下同じ。)によって行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲内の施術を含む。)を行うことができる。

ウ 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所(施術者を除く。)による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療が実施することができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対し助産を行う。

イ 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出(搜索を含む。以下同じ。)は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(2) 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - ア 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 595,000 円
 - イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実であって、具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸付けをすることができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 一件当たり 30,000 円
 - イ 就職支度費 一件当たり 15,000 円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損したこと等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。
 - ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

- (2) 埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

- (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。

- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の捜索

- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

- (2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

- (3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

- (1) 災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

- (2) 死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

- (3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,400円(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額)

- ウ 検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の 1 世帯当たりの平均が 137,900 円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
- 13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用
- (1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。
- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分
- (2) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、(1)に掲げる救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第 2(第 13 条関係)

(昭 40 規則 44・全改、昭 43 規則 69・昭 44 規則 68・昭 45 規則 89・昭 46 規則 72・昭 47 規則 66・昭 48 規則 52・昭 49 規則 48・昭 49 規則 72・昭 50 規則 55・昭 51 規則 56・昭 52 規則 63・昭 53 規則 50・昭 54 規則 55・昭 55 規則 38・昭 56 規則 72・昭 57 規則 54・昭 59 規則 57・昭 60 規則 51・昭 61 規則 61・昭 62 規則 50・昭 63 規則 47・平元規則 57・平 2 規則 43・平 3 規則 56・平 5 規則 1・平 5 規則 62・平 6 規則 74・平 7 規則 84・平 9 規則 54・平 10 規則 37・平 12 規則 95・平 14 規則 3・平 15 規則 65・平 16 規則 52・平 26 規則 47・平 27 規則 34・平 28 規則 18・平 30 規則 4・平 30 規則 57・一部改正)

実費弁償

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1 人 1 日当たり 22,900 円

- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,800円
- ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,900円
- エ 救急救命士 1人1日当たり 14,100円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円
- カ 大工 1人1日当たり 20,900円
- キ 左官 1人1日当たり 20,100円
- ク とび職 1人1日当たり 21,200円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(日当を7.75で除した額をいう。)に、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第13条第1項に規定する割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(3) 旅費

旅行をするときは、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の適用を受ける職員の例により算出した額の旅費を支給する。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者、経営者及び事業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算して得た額とする。

〔協 定〕

○災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応急要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものと

する。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印をして、各自1通を所持する。

平成8年3月29日

鳥取県知事	西尾 邑次
鳥取市長	西尾 迢富
米子市長	森田 隆朝
倉吉市長	早川 芳忠
境港市長	黒見 哲夫
国府町長	木村 肇
岩美町長	澤 徳次郎
福部村長	村田 梅雄
郡家町長	和田 哲也
船岡町長	谷口 弘幸
河原町長	右近 利夫
八東町長	山根 君太郎
若桜町長	盛田 可男
用瀬町長	池本 茂晴
佐治村長	下石 義忠
智頭町長	久本 温彦
気高町長	森本 成人
鹿野町長	川瀬 保男
青谷町長	姫田 員新
羽合町長	井上 正直
泊村長	宮脇 洋一
東郷町長	前田 正恭
三朝町長	安田 真一郎
関金町長	竹田 哲男

北	条	町	長	宇	田	川	義	德
大	栄	町	長	前	田	八	郎	
東	伯	町	長	米	田	義	人	
赤	碕	町	長	中	井		勲	
西	伯	町	長	坂	本	昭	文	
会	見	町	長	宇	田		学	
岸	本	町	長	野	口	辰	猪	
日	吉	津	村	益	田	信	夫	
淀	江	町	長	森	本	和	夫	
大	山	町	長	門	脇		正	
名	和	町	長	林	原	茂	樹	
中	山	町	長	下	池	忠	正	
日	南	町	長	岸		郁	男	
日	野	町	長	生	田	秀	正	
江	府	町	長	福	田	正	臣	
溝	口	町	長	下	村	道	也	

○災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書

鳥取県内西部地区市町村（以下「甲」という。）、鳥取県企業局西部事務所（以下「乙」という。）及び社団法人鳥取県管工事業協会西部支部（以下「丙」という。）は、地震、風災害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はそのおそれがある場合の水道及び工業用水道の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等について、甲及び乙が丙の協力を得て、迅速かつ確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、西部地区市町村で発生する災害のうち、次に定めるものを対象とする。

- （1）震度5以上の地震及びその他の大規模な災害
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲及び乙が丙の協力が必要であると認めたもの

（対策本部）

第3条 この協定により応急対策業務等を行う場合、対策本部は米子市水道局内に設置する。

（応急対策業務等の内容）

第4条 甲及び乙が丙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- （1）水道及び工業用水道施設の応急復旧作業
- （2）水道及び工業用水道施設の工事を指示及び指導できる者の派遣
- （3）緊急を要する水道及び工業用水道用資機材等の調達及び輸送

（応急対策業務等協力会社）

第5条 丙は、所属会員の中から、応急対策業務等に対して協力をすべき会社（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに別紙様式1により甲及び乙に提出するものとする。

（待機）

第6条 対象災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙は、丙及び協力会社に待機を要請することを原則とする。

2 丙及び協力会社は、前項の規定により待機の要請があった場合及び自ら対象災害の発生を知り得た場合は、甲及び乙から出動要請又は待機解除の連絡があるまでの間、待機するよう努めるものとする。

3 対象災害が発生した後、出動要請の必要がなくなった場合には、甲及び乙は、速やかに丙及び協力会社に対し、待機を解除する旨を連絡するものとする。

（出動要請）

第7条 甲及び乙は、対象災害が発生した場合であって、丙の所属会員が所有する水道及び工業用水道用資機材等の出動が必要と認めるときは、協力会社の中から、応急対策業務等を施工する会社（以下「施工会社」という。）を決定し、当該施工会社に対して次に掲げる事項を明らかにして、水道及び工業用水道用資機材等応援要請書（別紙様式2）により出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話により出動を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時及び場所
- (4) 現場担当職員
- (5) その他必要な事項

2 前項ただし書の場合において、甲及び乙は、後日施工会社に対し出動要請の文書を提出するものとする。

(応急対策業務等の実施)

第8条 施工会社は、出動要請があったときは、甲及び乙の指示に従い、速やかに応急対策業務等の着手に努めるものとする。

2 応急対策業務等に係る現場の指揮は、前条第1項第4号の現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、当該職員は、公的機関の職員又は当該施工会社の職員の中から代行者を指名できるものとする。

3 施工会社は、業務に当たっては、二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

(報告)

第9条 施工会社は、応急対策業務等を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにして、丙を経由して甲及び乙に水道及び工業用水道用資機材等従事報告書（別紙様式3）により報告するものとする。

- (1) 業務に従事した水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第10条 応急対策業務等に要する費用は、応急対策業務等を受けた甲又は乙が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲又は乙が負担するものとする。ただし、施工会社の責に帰すべき事由により生じた損害については、施工会社が負担するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、原則甲及び乙が補償する。

(連絡体制)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満

了の日の60日前までに、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に2年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年11月19日

甲	米子市加茂町1丁目1番地	米子市長	森田 隆朝
	境港市上道町3,000番地	境港市長	黒見 哲夫
	西伯郡日吉津村日吉津872番地15	日吉津村長	益田 信夫
	西伯郡西伯町法勝寺377番地1	西伯町長	坂本 昭文
	西伯郡会見町天萬558番地	会見町長	三嶋 英輔
	西伯郡岸本町吉長37番地3	岸本町長	河合 勝
	西伯郡淀江町西原1,129番地1	淀江町長	田口 勝蔵
	西伯郡大山町国信550番地1	大山町長	黒田 隆弘
	西伯郡名和町御来屋328番地	名和町長	山口 隆之
	西伯郡中山町赤坂66番地	中山町長	下池 忠正
	日野郡日南町生山619番地	日南町長	矢田 治美
	日野郡日野町根雨101番地	日野町長	生田 秀正
	日野郡江府町江尾475番地	江府町長	福田 正臣
	日野郡溝口町溝口647番地	溝口町長	住田 圭成
乙	鳥取市東町1丁目271番地		
	鳥取県企業局		
	局長 青木 昭光		
丙	米子市西福原5丁目9番地59		
	社団法人 鳥取県管工事業協会西部支部		
	支部長 持田 光雄		

(様式 1)

応急対策業務 協力会社名簿

平成 年 月 日 提出

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

(様式 2)

応 援 要 請

平成 年 月 日 時 分

宛先 米子市水道局

要請町村名 _____

災害復旧班出動要請 (お願い)

災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務に関する基本協定書により、直ちに災害復旧班の出動を要請します。

- ①復旧要請場所 _____
- ②災害発生状況 _____
- ③必要資機材 _____

(様式 3)

応急対策業務 出勤日報

年 月 日 曜日

会社名 _____

職種	出勤者氏名	出勤時間
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～

持ち込み機械

○災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

伯耆町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

○土砂崩れ、倒木等による道路復旧

（防災訓練）

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

(初回 平成17年12月8日、最新 平成26年2月4年)

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町 町長 住田 圭成

乙 米子市加茂町2丁目51番地

中国電力株式会社 米子営業所長 高木 廣治

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

伯耆町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第7条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

(連絡体制)

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡方法)

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。電話不通時には指定の携帯電話により連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

(連絡時期および連絡内容)

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

(連絡体制の解除)

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

(その他)

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

(初回 平成17年12月8日、最新 平成26年2月4日)

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町 町長 住田 圭成

乙 米子市加茂町2丁目51番地

中国電力株式会社 米子営業所長 高木 廣治

○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等（以下「撤去等」という。）について、次のとおり協定する。

（撤去等の支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲又は乙が丙に支援を要請することができる撤去等に係る業務は、丙の所有する装備の範囲内で可能な被災車両の撤去、移動、その他、甲及び乙が必要と認める業務とする。

（支援要請）

第3条 甲又は乙は、第1条の規定により要請を行うときには、次の事項を丙に連絡するものとする。

- (1) 被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- (2) 担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに撤去等に係る業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 撤去等の作業に要した経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 撤去等の作業の実施により、丙の職員が負傷等した場合の補償は、丙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 撤去等の作業の実施により、第三者に損害を与えた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙と丙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成17年6月13日から適用する。

上記のとおり協定した証として、この証書3通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成17年6月13日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
別記市町村受任者
鳥取県防災監 衣笠 克則

乙 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 片山 善博

丙 鳥取市千代水二丁目13番地

社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部

支部長 大月 徹

(別 記)

鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、北条町、大栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町

○鳥取県西部広域消防協定書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）と米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「市町村」という。）とは、その行政区域において、消防の責務を十分に果たすために、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、組合消防局と市町村との間における消防活動に関し必要な事項を定めることにより、行政区域内における消防活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

（消防水利の整備）

第2条 市町村は、組合消防局と協議して定める消防水利計画に基づき、それぞれの市町村の区域内における消防水利の整備を図るものとする。

（消防活動における指揮）

第3条 市町村の消防団は、組合消防局長又は消防署長の所轄のもとに行動するものとする。

（消防団の出場）

第4条 市町村の消防団は、組合消防局長が市町村の消防団長と協議して定める消防団火災出場計画に基づいて出場するものとする。

（経費の負担）

第5条 消防団の当該市町村の行政区域外の出場（以下「応援出場」という。）に係る経費は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 消防団員の公務災害補償及び諸手当並びに消防団の機械器具等の修理費は、応援出場した市町村の負担とする。

(2) 火災現場において使用した消火薬液、補給燃料及び食糧の支給等に要した経費は受援した当該市町村の負担とする。

2 火災又は救急事故現場における一般協力者（消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項、第29条第5項及び第35条の7第1項）に対する損害補償は、当該火災又は救急事故が発生した当該市町村が当該市町村で定める条例に基づいて行い、同条例に規定する費用以外の費用負担については、組合と当該市町村とが協議して定めるものとする。

3 消防法第29条第3項に定める損失補償は、組合の負担とする。

（水防活動）

第6条 水防に関しては、災害が発生した地域の当該市町村が主体となって防除活動を行うものとする。

2 組合消防局は、水防に関しては、主として通信連絡の確保、情報収集、警戒区域の設定、救助活動、救急業務及び二次災害の予防活動を行うものとする。

3 水防に関しては、市町村長の要請により、組合消防局長は、必要に応じて消防職員を災害現場に派遣し防除活動に従事させることができる。この場合において、組合消防局長は市町村にその旨通報するものとする。

（施行期日等）

第7条 この協定は、平成17年5月1日から施行する。

2 鳥取県西部広域消防協定（昭和54年9月27日締結）は、この協定の施行日の前日をもって効力

を失するものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、組合消防局長と市町村消防団長とが協議して定めることができる。

この協定の締結を証するため、組合管理者及び市町村長は、記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

平成17年5月1日

鳥取県西部広域行政管理組合	野	坂	康	夫
管理者 米子市長				
米子市長	野	坂	康	夫
境港市長	中	村	勝	治
日吉津村長	石			操
大山町長	山	口	隆	之
南部町長	坂	本	昭	文
伯耆町長	住	田	圭	成
日南町長	矢	田	治	美
日野町長	梅	林		豊
江府町長	竹	内	敏	朗

鳥取県西部広域消防協定の細目に関する確認書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）と米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「市町村」という。）とは、その行政区域において、消防の責務を十分に果たすために、次のとおり確認する。

(目的)

第1条 この細目は、鳥取県西部広域消防協定書（平成17年5月1日締結。以下「協定」という。）第8条に基づき協定の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

(消防水利の整備)

第2条 消防団長は、消防水利計画の実施にあたって消防水利が確保されるよう努力する。

2 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の消防水利の指定については、市町村と組合消防局長とが協議し、消防局長が指定する。

(消防活動における指揮)

第3条 組合消防局が現場本部を開設した場合には、関係消防団長は、現場本部に参集し、円滑な消防活動が実施できるよう現場本部員として行動する。

2 現場本部を開設するまでの間、鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防規程（昭和53年鳥取県西部広域行政管理組合消防本部訓令第1号）に定める現場最高指揮者となる消防職員は、消防部隊の指揮、消防活動を関係消防団長と協議して実施する。

3 応援のため現場に到着した消防団は、現場最高指揮者の指揮の下に行動する。

(消防団の出場)

第4条 協定第4条の消防団火災出場計画は、別紙のとおりとする。

2 消防団火災出場計画の第2出場以降の出場については、組合消防局の出場要請で出場するものとする。

3 市町村長は、当該市町村の行政区域外の出場の必要を認め消防団を出場させた場合は、その旨を組合消防局に通報するものとする。

(山林火災)

第5条 山林火災については、組合消防局、関係消防団及び地元住民は、特に連絡を密にして火災防ぎよにあたらなければならない。

(火災等災害の通報)

第6条 市町村は、火災等災害の発生について、自ら覚知し、又は組合消防局以外から通報を受けたときは、直ちに組合消防局に通報しなければならない。

2 組合消防局は、火災等災害の発生について、自ら覚知し、又は他から通報を受けたときは、当該火災等発生地域の市町村に通報しなければならない。

(火災予防)

第7条 組合行政区域内の火災予防に関する事項は、組合消防局が主体となって市町村と協議し、相互協力して実施するものとする。

(施行期日等)

第8条 この細則は、平成17年5月1日から施行する。

2 鳥取県西部広域消防協定に関する細目取極め(昭和54年9月27日締結)は、この協定の施行より前をもって効力を失するものとする。

以上の細目の確認を証するため、組合消防局長及び市町村消防団長は、記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

平成17年5月1日

鳥取県西部広域行政行政管理組合
消防局長

中 田 正 男

米子市消防団長

奥 田 山 治

境港市消防団長

奈良井 章

日吉津村消防団長

立 脇 賢 二

大山町消防団長

薄 田 敏 夫

南部町消防団長

井 上 清

伯耆町消防団長

南 葉 正 明

日南町消防団長

森 川 芳 明

日野町消防団長

宮 脇 光 男

江府町消防団長

大 岩 泰 彦

米子市消防団火災出場計画

別紙 1 の 1

			米 子 市 No. 1							
			中部ブロック 1 (米子市街地)							
			明道地区		啓成地区		就将地区		義方地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	明道消防団 (地元消防団)	1	啓成消防団 (地元消防団)	1	就将消防団 (地元消防団)	1	義方消防団 (地元消防団)	1
			啓成消防団	1	義方消防団	1	明道消防団	1	就将消防団	1
			就将消防団	1	明道消防団	1	啓成消防団	1	明道消防団	1
			義方消防団	1	就将消防団	1	義方消防団	1	啓成消防団	1
			車尾消防団	1	車尾消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
			成実消防団	1	福米東消防団	1	成実消防団	1	加茂消防団	1
	第2出場	要請	福生東消防団	1	福生西消防団	1	加茂消防団	1	福米西消防団	1
			五千石消防団	1	福生東消防団	1	尚徳消防団	1	河崎消防団	1
	第3出場	要請	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1
			福米東消防団	1	加茂消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1
			福生西消防団	1	住吉消防団	1	福米東消防団	1	福米東消防団	1
			加茂消防団	1	河崎消防団	1	福米西消防団	1	車尾消防団	1
			住吉消防団	1	巖消防団	1	河崎消防団	1	夜見消防団	1
			河崎消防団	1	春日消防団	1	車尾消防団	1	彦名消防団	1
	第4出場	要請	米子市消防団	13	米子市消防団	13	米子市消防団	13	米子市消防団	13
			他市町村		他市町村		他市町村		他市町村	
			応援消防団		応援消防団		応援消防団		応援消防団	

1の2

			米 子 市 No. 2							
			中部ブロック 2							
			車尾地区		福生東地区		福生西地区		福米東地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	車尾消防団（地元消防団）	1	福生東消防団（地元消防団）	1	福生西消防団（地元消防団）	1	福米東消防団（地元消防団）	1
			福生東消防団	1	福生西消防団	1	福米西消防団	1	車尾消防団	1
	第2出場	要請	福米東消防団	1	車尾消防団	1	福生東消防団	1	福生西消防団	1
			福生西消防団	1	福米東消防団	1	車尾消防団	1	福米西消防団	1
	第3出場	要請	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福米東消防団	1	福生東消防団	1
			加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1
			住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
			河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1
			五千石消防団	1	巖消防団	1	尚徳消防団	1	成実消防団	1
			巖消防団	1	春日消防団	1	五千石消防団	1	夜見消防団	1
	第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17
			他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

1の3

			米 子 市 No. 3							
			中部ブロック 3							
			福米西地区		加茂地区		河崎地区		住吉地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	福米西消防団（地元消防団）	1	加茂消防団（地元消防団）	1	河崎消防団（地元消防団）	1	住吉消防団（地元消防団）	1
			福米東消防団	1	河崎消防団	1	住吉消防団	1	加茂消防団	1
	第2出場	要請	福生東消防団	1	住吉消防団	1	加茂消防団	1	河崎消防団	1
			福生西消防団	1	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福米東消防団	1
	第3出場	要請	車尾消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1
			加茂消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1
			住吉消防団	1	福米東消防団	1	福米東消防団	1	福米西消防団	1
			河崎消防団	1	車尾消防団	1	車尾消防団	1	車尾消防団	1
			夜見消防団	1	夜見消防団	1	夜見消防団	1	彦名消防団	1
			彦名消防団	1	富益消防団	1	彦名消防団	1	崎津消防団	1
	第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17
			他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

1の4

			米 子 市 No. 4							
			南部・箕蚊屋ブロック 1							
			尚徳地区		五千石地区		成実地区		巖地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	尚徳消防団（地元消防団）	1	五千石消防団（地元消防団）	1	成実消防団（地元消防団）	1	巖消防団（地元消防団）	1
			五千石消防団	1	尚徳消防団	1	尚徳消防団	1	春日消防団	1
	第2出場	要請	成実消防団	1	成実消防団	1	五千石消防団	1	大高消防団	1
			春日消防団	1	春日消防団	1	春日消防団	1	淀江第1消防団	1
	第3出場	要請	巖消防団	1	県消防団	1	巖消防団	1	県消防団	1
			大高消防団	1	大高消防団	1	大高消防団	1	淀江第2消防団	1
			県消防団	1	巖消防団	1	県消防団	1	尚徳消防団	1
			車尾消防団	1	福生東消防団	1	福米東消防団	1	五千石消防団	1
			伯耆町岸本地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1	日吉津村消防団	1
			南部町会見地区消防団	1	南部町会見地区消防団	1	南部町会見地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1
第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	16	
		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		

1の5

			米 子 市 No. 5											
			南部・箕蚊屋ブロック 2					淀江ブロック						
			春日地区		大高地区		県地区		淀江地区					
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	春日消防団（地元消防団） 1 県消防団 1	1	大高消防団（地元消防団） 1 県消防団 1	1	1	1	県消防団（地元消防団） 1 大高消防団 1	1	1	淀江第1消防団（地元消防団） 1 淀江第2消防団（地元消防団） 1	1	
	第2出場	要請	五千石消防団 1 巖消防団 1	1	巖消防団 1 淀江第2消防団 1	1	1	1	巖消防団 1 春日消防団 1	1	1	巖消防団 1 大高消防団 1	1	
	第3出場	要請	尚徳消防団 1 大高消防団 1 成実消防団 1 淀江第1消防団 1 淀江第2消防団 1 日吉津村消防団 1 伯耆町岸本地区消防団 1	1	1	尚徳消防団 1 五千石消防団 1 成実消防団 1 春日消防団 1 淀江第1消防団 1 日吉津村消防団 1 伯耆町岸本地区消防団 1	1	1	1	1	1	1	1	春日消防団 1 県消防団 1 尚徳消防団 1 五千石消防団 1 成実消防団 1 大山町大山地区消防団 1 日吉津村消防団 1
	第4出場	要請	米子市消防団 16 他市町村 応援消防団	16	米子市消防団 16 他市町村 応援消防団	16	16	16	米子市消防団 16 他市町村 応援消防団	16	16	16	米子市消防団 16 他市町村 応援消防団	16

1の6

			米 子 市 No. 6							
			弓浜ブロック 1							
			彦名地区		崎津地区		大篠津地区		和田地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	彦名消防団（地元消防団）	1	崎津消防団（地元消防団）	1	大篠津消防団（地元消防団）	1	和田消防団（地元消防団）	1
			夜見消防団	1	彦名消防団	1	崎津消防団	1	大篠津消防団	1
	第2出場	要請	富益消防団	1	大篠津消防団	1	和田消防団	1	夜見消防団	1
			崎津消防団	1	和田消防団	1	彦名消防団	1	富益消防団	1
	第3出場	要請	大篠津消防団	1	富益消防団	1	富益消防団	1	彦名消防団	1
			和田消防団	1	夜見消防団	1	夜見消防団	1	崎津消防団	1
			住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
			河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1
			加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1
			境港市消防団	1	境港市消防団	1	境港市消防団	1	境港市消防団	1
第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	
		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		

1の7

			米 子 市 No. 7			
			弓浜ブロック 2			
			富益地区		夜見地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	富益消防団（地元消防団）	1	夜見消防団（地元消防団）	1
			和田消防団	1	富益消防団	1
	第2出場	要請	夜見消防団	1	彦名消防団	1
			大篠津消防団	1	崎津消防団	1
第3出場	要請	彦名消防団	1	大篠津消防団	1	
		崎津消防団	1	和田消防団	1	
		住吉消防団	1	住吉消防団	1	
		河崎消防団	1	河崎消防団	1	
		加茂消防団	1	加茂消防団	1	
		境港市消防団	1	境港市消防団	1	
第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	
		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		

			境港市				日吉津村	大山町						
			境港市街地区		中浜地区			大山地区		名和地区		中山地区		
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	地元消防団	1	地元消防団	1	地元自動車消防団	2	地元自動車消防団	3	地元自動車消防団 地元小型消防団	2 1	地元自動車消防団 地元小型消防団	3 1
	第2出場	要請	隣接消防団	2	隣接消防団	2			名和地区自動車消防団	2	大山地区自動車消防団 中山地区自動車消防団	1 1	名和地区自動車消防団	2
	第3出場	要請	境港市消防団 米子市消防団	3 4	境港市消防団 米子市消防団	3 2	米子市消防団	3	名和地区小型消防団 中山地区自動車消防団 中山地区小型消防団 米子市消防団	1 3 1 1	大山地区自動車消防団 中山地区自動車消防団 中山地区小型消防団	2 2 1	名和地区小型消防団 大山地区自動車消防団	1 3
	第4出場	要請	他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団	

			南部町			伯耆町			日南町		日野町	
			西伯地区		会見地区		岸本地区		溝口地区			
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	地元自動車消防団 2 地元小型消防団 3 会見地区自動車消防団 1	2 地元自動車消防団 3 西伯地区自動車消防団 1	3 地元自動車消防団 3 溝口地区小型消防団 1	1 地元自動車消防団 3 溝口地区小型消防団 1	3 地元自動車消防団 1 岸本地区小型消防団 1	3 地元自動車消防団 3 岸本地区小型消防団 1	3 地元自動車消防団 1 岸本地区小型消防団 1	3 地元自動車消防団 1 岸本地区小型消防団 1	3 地元自動車消防団 1 岸本地区小型消防団 1	
	第2出場	要請	会見地区自動車消防団 2	2 西伯地区自動車消防団 3 西伯地区小型消防団 3 【鶴田・池野地区】 1 伯耆町溝口地区消防団	1 溝口地区自動車消防団 3 岸本地区自動車消防団 2	3 岸本地区自動車消防団 2 岸本地区小型消防団 2	1 地区自動車消防団 2	2 地区自動車消防団 2	2 地区自動車消防団 2	2 地区自動車消防団 2		
	第3出場	要請	米子市消防団 2	2 米子市消防団 1 伯耆町岸本地区消防団 1	1 米子市消防団 1 南部町会見地区消防団 1	1 米子市消防団 1 江府町消防団 1	1 江府町消防団 1 地区自動車消防団 1 日野町消防団	2 江府町消防団 1 日南町消防団	1 江府町消防団 1 日南町消防団	1 江府町消防団 1 日南町消防団	1 江府町消防団 1 日南町消防団	
	第4出場	要請	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	他市町村応援消防団	

1の10

		江 府 町	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	地元自動車消防団 2 地元小型消防団 1
	第2出場	要請	
	第3出場	要請	伯耆町溝口地区消防団 1 日野町消防団 1
	第4出場	要請	他市町村応援消防団

○災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

(目的)

第1条 伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の供給等)

第3条 乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱品

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

(引き渡し)

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては伯耆町総務課とし、乙においては、管理本部
総務人事グループとする。

(協議)

第9条 この協定の履行において疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定
の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月15日

(甲) 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町長 森 安 保

(乙) 鳥取県鳥取市岩吉175番地4
鳥取県生活協同組合
代表理事理事長
浜 江 隆 二

○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬及びセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 丙は、前条による要請を受けときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬及びセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬及びセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第4条 丙は、出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬及びセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第7条 丙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙又は丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成20年10月20日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 法橋 誠

丙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13
特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
理事長 伊藤 裕成

(別記)

鳥取市長
米子市長
倉吉市長
境港市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
三朝町長
北栄町長
湯梨浜町長
琴浦町長
日吉津村長
大山町長
南部町長

伯耆町長
日南町長
日野町長
江府町長

○行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「西部市町村」という。）は、行方不明の捜索における消防団員の相互派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西部市町村の区域内及びその隣接区域（以下「西部市町村管内等」という。）において行方不明者が発生した場合の対応に関し必要な事項を定め、もって行方不明者の安全の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）行方不明者の捜索、警察署への通報により西部市町村管内等において家出、自然を活用して行われる山菜取り、山歩き等の余暇活動、河川・海岸での釣り及び病気等により所在が不明となった者を捜索することをいう。
- （2）管轄市町村、行方不明者の捜索事案が発生した場合に、当該捜索のための現地本部を設置した所在地の市町村をいう。
- （3）管轄の長、管轄市町村の長をいう。
- （4）行方不明者在住市町村 当該行方不明者が在住している市町村をいう。
- （5）行方不明者在住の長 行方不明者在住市町村の長をいう。
- （6）派遣市町村 管轄の長の要請を受けて消防団員を派遣する市町村をいう。
- （7）派遣市町村の長 派遣市町村の長をいう。

（派遣要請）

第3条 管轄の長は、行方不明者在住の長に連絡を行うこととし、行方不明者在住市町村は管轄市町村と連携して行方不明者の捜索にあたることとする。

2 管轄の長は、西部市町村の長の対して、当該行方不明者を捜索するための消防団員の派遣を要請することができることとし、派遣市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、直ちに当該要請に基づく消防団員を派遣し捜索にあたることとする。ただし、消防団員を派遣することができないときは、直ちにその旨を管轄の長に連絡しなければならない。

3 前項の派遣の要請に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）発生した行方不明者の捜索事案の概要
- （2）必要とする人員及び機械器具等の数量
- （3）集合場所及び日時
- （4）その他必要な事項

（捜索市町村の指揮）

第4条 派遣市町村の消防団員及び行方不明者在住市町村の消防団員は、管轄市町村の現場最高指揮

者の指揮のもとに行動するものとする。

(捜索の協力)

第5条 行方不明者在住の長は、西部市町村の長に対して各市町村の行方不明者の捜索を要請することができることとし、要請を受けた市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、個々の判断により当該要請に基づき消防団員を捜索に当たらせることとする。ただし、捜索の協力を行うことができないときは、直ちにその旨を連絡しなければならない。

(経費の負担)

第6条 捜索に要した経費は、次の各号に定めるところにより、負担するものとする。

- (1) 捜索のために要した出動手当、旅費、燃料、食糧費、機械器具の破損に対する修理費等は、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (2) 消防団員が捜索中、第三者に損害を与えた場合に当該第三者に対する補償に要する経費は、管轄の長の負担とする。ただし、消防団員の重大な過失による場合又は派遣の往復途上に生じた交通事故等による場合にあつては、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (3) 前各号に規定する以外の経費については、その都度協議のうえ負担区分を定めるものとする。

(疑義等の協議)

第7条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施につき疑義が生じたときはその都度協議して定めるものとする。

この協定の証として本書9通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 亨弘

江府町長 竹内 敏朗

○災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する細目協定

鳥取県（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、平成21年6月11日付けで締結した災害等発生時における応急対策業務等に関する基本協定第4条の規定に基づき、協定を実施するために必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合には、乙に対し、水の供給又は施設の使用について協力を要請することができる。

- (1) 鳥取県内において災害又は危機事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 鳥取県外における災害等に係る応急措置を実施するため、国又は関係都道府県知事から、物資等の調達を要請された場合

2 前項の場合において、甲が乙に要請する事項は、次のとおりとする。

- (1) コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場に設置の貯水槽（以下「貯水槽」という。）に貯水している水を供給すること
- (2) コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場の施設を救援物資の集配施設等として使用すること

3 第1項の要請は、別紙1「災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する要請書」以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（水の提供）

第2条 乙は、前条第2項第1号の事項について協力の要請を受けたときは、速やかに貯水槽内に貯水している水で供給可能なものを提供するものとする。

2 前項の規定により提供を受けた水の運搬は、甲が指定する者が行うものとする。

（施設の使用）

第3条 乙は、第1条第2項第2号の事項について協力の要請を受けたときは、速やかに承諾するか否かを回答するものとする。

（費用）

第4条 乙は、第1条第1項の要請に基づく水の供給及び施設の使用に当たっては、甲に対して当該水及び当該施設を無償で提供し、及び使用させるものとする。

（補償）

第5条 甲が実施する応急対策への協力に当たり甲又は甲の指定する者の責に帰すべき理由により乙の施設等及び第三者に損害を与えた場合は、甲又は甲の指定する者が補償するものとする。

(担当者名簿の作成)

第6条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害等発生時における水の供給及び施設の使用に係る事務担当者名簿(別紙2)を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において事務担当者に異動等があった場合に準用する。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成21年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月11日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 社長兼CEO 末吉紀雄

○豪雪時における除雪作業等に関する基本協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と大和リース株式会社山陰営業所（以下「乙」という。）とは、豪雪時における除雪作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豪雪時における町民の安全と生活を確保するための除雪作業等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる豪雪）

第2条 この協定の対象となる豪雪は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条1項及び同法第42条第1項の規定により作成された伯耆町地域防災計画に基づき、伯耆町災害対策本部が設置された場合

（2）その他伯耆町除雪計画（以下「除雪計画」という。）に定められた除雪基準を超え、町民の生活に支障をきたす可能性があり、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（除雪作業等の内容）

第3条 この協定により、甲が除雪作業等について協力を要請する場合、甲は必ず甲の指名した者を立ち合わせ、乙が安全に業務を遂行出来るよう協力することとし、除雪作業等の場所は次のとおりとする。

（1）甲が維持管理を行う道路施設

（2）その他甲が除雪作業等が必要であると認めた施設

（協力要請）

第4条 甲は、前条の除雪作業等について、乙の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定による除雪作業等に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、甲が除雪計画に基づき、乙に提示を行う。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に協力要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（担当者名簿の作成）

第9条 甲及び乙は、毎年11月1日現在の除雪担当者名簿（別紙）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森 安 保

乙 島根県松江市学園南1丁目15-10 (松江アイビル502) 大和リース株式会社 山陰営業所
統括所長 岩 根 聖 樹

別 紙

除雪担当者名簿〔平成 年 1 月 1 日現在〕

【伯耆町】

1 連絡責任者

役職・氏名	
固定電話	
携帯電話	
ファクシミリ	

2 勤務時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
固定電話		
携帯電話		
ファクシミリ		

※勤務時間：8:30~17:15

※休日：土、日、祝日

【大和リース株式会社 山陰営業所】

1 連絡責任者

所属	
役職・氏名	
固定電話	
携帯電話	
ファクシミリ	

2 除雪担当者（又は除雪委託業者）

項目	第1連絡先	第2連絡先
所属		
役職・氏名		
固定電話		
携帯電話		
ファクシミリ		

○災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と伯耆町建設業協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条1項及び同法第42条第1項の規定により作成された伯耆町地域防災計画に基づき、伯耆町災害対策本部が設置された場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務等の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

（1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業

（2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業

（3）甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（4）甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（5）緊急を要する建設資材等の調達及び輸送

（6）住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣

（7）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務等について、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 応急対策業務等に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として甲乙協議して定める。

（補償）

第6条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の定めるところによる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 4月 1日

甲 伯耆町
町長 森 安 保

乙 伯耆町建設業協議会
会長 坂 田 光 徳

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエストジャパン株式会社（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

- （1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- （2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合。

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告する者とする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

(車両の運行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿(別紙4)を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、互いに情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年5月10日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 住田圭成

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエストジャパン株式会社
代表取締役社長 原田忠雄

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、椀等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹼、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

- （1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- （2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合。

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
 - （2）その他甲が指定する物資
- 2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を支払うものとする。

- 2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

（車両の運行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援する

ものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿（別紙4）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役 飯塚 正

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、椀等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹼、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

調達可能数量等報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第2条の規定に基づき、調達可能数量及び運搬方法等について下記のとおり報告します。

記

品目名	調達可能数量	主要保管場所	運搬方法	備考

* 調達可能数量には、単位を付して下さい。

調達可能数量には、確実に引渡しができる数量を記入して下さい。

災害時における生活関連物資供給要請書

年 月 日

事業者代表者 様

伯耆町長

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第3条の規定に基づき、下記の物資の供給を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況について、同協定書第4条に定める措置状況報告書により報告をお願いします。

記

1. 要請する物資

品目名	数量	引渡日時	引渡場所	備考

2. 連絡先

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町役場 課 担当：

（電話：(0859) 68-3111 FAX：(0859) 68-3866）

（注）口頭又はその他の方法で要請する場合は、この様式に準じて行なう。

措置状況報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第4条の規定に基づき、物資の調達の要請に対して講じた措置について下記のとおり報告します。

記

1. 供給する物資

品目名	数 量	引渡日時 及び場所	見積価格	運搬方法及び運 搬担当者	備考

2. 連絡先

担当：

（電話：（ ） － FAX：（ ） － ）

別紙4（第9条関係）

災害時における物資調達に係る事務担当者名簿
（ 年 月 日現在）

【甲】

担当課				
電話番号				
FAX番号				
連絡先順位	職名	氏名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第1順位者				
第2順位者				
第3順位者				

【乙】

名称				
所在地				
代表者名				
代表電話番号				
FAX番号				
連絡先順位	職名	氏名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第1順位者				
第2順位者				
第3順位者				

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）と株式会社フーズマーケットホック（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

- （1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運搬費を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を支払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

（車両の運行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援する

ものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿（別紙4）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 島根県安来市赤江町1448番地1
株式会社フーズマーケットホック
代表取締役 長谷川 徹

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、碗等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

調達可能数量等報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第2条の規定に基づき、調達可能数量及び運搬方法等について下記のとおり報告します。

記

品目名	調達可能数量	主要保管場所	運搬方法	備考

* 調達可能数量には、単位を付して下さい。

調達可能数量には、確実に引渡しができる数量を記入して下さい。

災害時における生活関連物資供給要請書

年 月 日

事業者代表者 様

伯耆町長

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第3条の規定に基づき、下記の物資の供給を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況について、同協定書第4条に定める措置状況報告書により報告をお願いします。

記

1. 要請する物資

品目名	数量	引渡日時	引渡場所	備考

2. 連絡先

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町役場 課 担当：

（電話：(0859) 68-3111 FAX：(0859) 68-3866）

（注）口頭又はその他の方法で要請する場合は、この様式に準じて行なう。

措置状況報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第4条の規定に基づき、物資の調達の要請に対して講じた措置について下記のとおり報告します。

記

1. 供給する物資

品目名	数 量	引渡日時 及び場所	見積価格	運搬方法及び運 搬担当者	備考

2. 連絡先

担当：

（電話：（ ） － FAX：（ ） － ）

別紙4（第9条関係）

災害時における物資調達に係る事務担当者名簿
（ 年 月 日現在）

【甲】

担当課				
電話番号				
FAX番号				
連絡先順位	職名	氏名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第1順位者				
第2順位者				
第3順位者				

【乙】

名称				
所在地				
代表者名				
代表電話番号				
FAX番号				
連絡先順位	職名	氏名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第1順位者				
第2順位者				
第3順位者				

○災害時における避難所等としての使用に関する協定

災害時における避難所等としての使用に関し、伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取西部農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伯耆町内に地震、洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難所等として使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所等として位置付け、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から下記目的に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災したときはこの限りではない。

施設名称	溝口支所 (2階 被聴覚室及び研修室)	ライスセンター
所在地	西伯郡伯耆町溝口392番地	西伯郡伯耆町谷川500番地
目的	避難所	救援物資の集配施設及び避難所

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を避難所等として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等による洪水が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- (3) 前各号の事由に対する救援物資の集配施設を設置する必要があると甲が認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

（発災時の対応）

第6条 乙は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難者の誘導等に協力する。

3 前項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（使用の禁止）

第7条 町内において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の本協定に関する事務担当者名簿（別紙）を作成し、相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 米子市東福原1丁目5番16号
鳥取西部農業協同組合
代表理事組合長 谷本 晴美

○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内の市町村（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と山陰E L Vリサイクル協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置について、丙に対して支援を要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により甲に代わって実施する前項の措置について、丙に対して支援を要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲及び乙が丙に支援を要請することができる業務は、被災車両の撤去、移動、その他甲及び乙が必要と認める業務のうち、丙において対応可能なものとする。

（連絡）

第3条 甲及び乙は、第1条の規定により要請を行うときは、次に掲げる事項を丙に連絡するものとする。

- （1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- （2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 第1条の規定による要請を受けて丙が行う業務に要する経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 第1条の規定により要請を行った者は、その要請を受けて丙が行った業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合においては、次項又は第3項の規定によりその損害を補償する。ただし、次に掲げる場合には、補償を行わない。

- （1）損害の発生が従事者の故意又は重大な過失による場合
- （2）丙又は従事者が締結した損害保険契約により、発生した損害の全部又は一部に相当する金額の給付を受けることができる場合
- （3）当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 甲が行う補償は、丙と協議して定めるところにより行うものとする。

3 乙が行う補償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定の例により行うものとする。

(損害賠償)

第6条 第1条の規定による要請を受けて丙が行った業務により第三者に損害が生じた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成25年3月26日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書21通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成25年3月26日

甲	鳥取市長	竹内 功
	米子市長	野坂 康夫
	倉吉市長	石田 耕太郎
	境港市長	中村 勝治
	岩美町長	榎本 武利
	若桜町長	小林 昌司
	智頭町長	寺谷 誠一郎
	八頭町長	平木 誠
	三朝町長	吉田 秀光
	湯梨浜町長	宮脇 正道
	琴浦町長	山下 一郎

北栄町長 松本 昭夫

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 享弘

江府町長 竹内 敏朗

乙 鳥取県知事 平井 伸治

丙 山陰E L Vリサイクル協議会
会長 西川 正克

○災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と伯耆町長（以下「乙」という。）は、伯耆町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、伯耆町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、伯耆町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 伯耆町 伯耆町長 森安 保

○災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害又は危機事象（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙のコカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場内に設置された飛行場外離発着場（以下「ヘリポート」という。）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

- 第1条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、豪雪、渇水その他の異常な自然現象、大規模な火事又は放射性物質の大量の放出、多数の者が搭乗する航空機の墜落その他の大規模な事故による被害をいう。
- 2 この協定において「危機事象」とは、テロ攻撃、新型インフルエンザのまん延その他の緊急事態であって、住民の生命、身体及び財産に災害に類する程度の被害が生じる可能性があり、放置すると社会的混乱が生じるおそれのあるものをいう。

（要請）

- 第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、ヘリポートの利用の必要があると認めるときは、乙に対しその要請を行うことができる。
- (1) 伯耆町内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - (2) 伯耆町外の災害救助のため、他の地方公共団体の長等からヘリポートの利用を要請された場合
- 2 前項の要請は、別紙1「災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。
- 3 乙は、第1項による要請を受けたときは、速やかに適切な処置を講じるものとする。

（ヘリポートの利用）

- 第3条 甲は、ヘリポートを利用しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、乙の承諾を受けた上で使用するものとする。
- (1) 災害の概要及びヘリポートを使用する理由
 - (2) ヘリポートを利用する期間
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、応急対応に必要な事項
- 2 ヘリポートの利用に要した費用については無償とする。

（補償）

- 第4条 甲が実施する応急対策への協力に当たって甲の責に帰すべき理由により乙の施設等及び第三者に損害を与えた場合は、甲が補償するものとする。

(担当者名簿の作成)

第5条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害等発生時における飛行場外離発着場利用に係る事務担当者名簿(別紙2)を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、互いに情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成21年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月11日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森 安 保

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 社長兼CEO
末 吉 紀 雄

○特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、伯耆町（以下「乙」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時に被災者等の通信を確保するため、丙の提供する非常用電話の設置及び利用・管理等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害時において甲、乙及び丙の協力の下、必要な情報の収集と共有を行い、被災地等の通信の途絶や孤立の防止が行えるよう迅速に被災者等の電気通信回線を確保することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、その管理する土地及び施設について丙に対し前条の電気通信回線の確保に必要な限度でその使用を許可し、交通規制等について情報提供を行う。

2 甲、乙及び丙は、丙が提供する特設公衆電話について協力して設置及び管理を行う。

3 大規模災害発生時に、特設公衆電話が何らかの影響を受け、利用できない場合は、丙は甲及び乙に対して協議の上、代替えとなる電気通信回線の提供による通信の確保に努めることとする。

（用語の定義）

第3条 本協定において「大規模災害時発生時」とは、地震、台風、豪雨、豪雪等の異常な自然現象又は大規模な火事、放射性物質の大量の放出その他の大規模の事故（以下「大規模災害」という。）により社会の混乱が発生している状態をいう。

2 本協定において、「特設公衆電話」とは、第9条第1項の規定により定めた場所にあらかじめ電気通信回線及び電話機接続端子を敷設して、大規模災害発生時に電話機を接続し、被災者又は帰宅困難者等へ電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第7条の2第1項に規定する災害時優先通信の提供を可能とする非常用電話をいう。

（特設公衆電話の開設）

第4条 特設公衆電話の利用の開始については、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害の発生によって、乙と丙が連絡が取れない場合は、乙が決定することができるものとする。

2 乙は前項の決定があったときは、速やかに電話機を設置し、丙に連絡する。

（特設公衆電話の演習、訓練棟利用）

第5条 甲又は乙が防災を目的として行う演習、訓点等における特設公衆電話の利用については、丙と事前に協議の上、丙が利用の可否を決定するものとする。

2 丙は、前項の利用に係る通信料及び利用料を甲及び乙に請求しないこととする。

（特設公衆電話の利用）

第6条 乙は、特設公衆電話を開設した場合、適切な利用が行われるよう、可能な範囲内で利用の調整及び誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第7条 特設公衆電話の利用の終了については、乙丙協議の上、丙が決定し、乙にその旨を通知する。

2 乙は事前の通知があったときは、電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、前項の通知前に、避難所を閉鎖した場合においては、乙は速やかに電話機を撤去し、丙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外の利用)

第8条 乙は、第4条に規定する開設、第5条に規定する演習、訓練等の利用及び第13条規定する定期試験を除き、特設公衆電話の目的外利用を禁止するものとする。

2 丙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することができる。

3 乙は、丙より目的外利用があることの報告があったときは、必要な調査を行うこととし、目的外利用があったと認められるときは、当該利用を防止するための措置を速やかに講じ、その旨を丙に報告する。この場合において、乙の目的外利用に係る通信料及び利用料は、乙が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、乙の目的外利用が継続するときは、乙丙協議の上、特設公衆電話の撤去を行うこととし、撤去に関する工事費用等は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置場所、回線数、形態、負担費用等)

第9条 特設公衆電話を設置する場所及び電気通信回線数は、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、特設公衆電話を甲の管理する土地又は施設に設置する場合は、甲、乙及び丙で事前に協議することとする。

2 特設公衆電話を設置する場所、電気通信回線数その他必要な事項を決定したときは、本協定で定める別冊に必要な情報を記載し、相互に保管するものとする。なお、保管にあたっては、乙丙お互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1により相互に通知することとする。情報管理責任者に変更があった場合も、同様の扱いとする。

3 設置する特設公衆電話の電気通信回線の設備の提供形態及びサービス内容並びに乙及び丙が負担する費用については、別紙2のとおりとする。

(特設公衆電話の設置場所の追加、移転、廃止等)

第10条 乙は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の事実が明らかになったときは、速やかにその旨を丙に書面をもって報告しなければならない。なお、設置場所の情報に変更等が生じた都度第9条第2項に定める別冊を更新し、相互に保管することとする。

(特設公衆電話における通信機器の管理)

第11条 乙は、本協定に基づき、大規模災害発生時に特設公衆電話が即座に利用できるよう電話機を適切な場所に保管し、適切に管理することとする。

(屋内設備の設置及び管理)

第12条 乙は特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、丙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ）とともに、大規模災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう設備の維持に努めることとする。

(定期試験の実施)

第13条 乙及び丙は、年に1回を目安として、大規模災害発生時に特設公衆電話が速やかに利用できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することとする。

2 丙は、前項の接続試験に係る通信料及び利用料を乙に請求しないこととする。

(故障発見時の扱い)

第14条 乙及び丙は、特設公衆電話の屋内配線、保安器、引込線等の丙が設置する設備について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

2 前項の丙が設置する設備が乙の故意又は過失により破損した場合は、乙は丙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、丙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則として乙が負担する。

(協議事項)

第15条 本協定に定められた事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年 9月30日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 伯耆町
伯耆町長 森安 保

丙 西日本電信電話株式会社
鳥取支店長 坪井 秀明

○災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県土地改良団体連合会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する農業集落排水施設において、災害により施設に被害が発生した場合の乙の復旧支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次のとおりとする。

- 一 地震・津波による災害
- 二 大雨・豪雨による災害
- 三 落雷による災害

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援とは、次のとおりとする。

- 一 被害状況及び内容の調査
- 二 緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討
- 三 被災表明に関する資料の作成
- 四 災害査定用設計書の作成
- 五 災害査定の立会い及び説明

（支援の要請）

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援を必要と認める場合には、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合には、文書によるものとする。ただし、事態が窮迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲において、支援を行うものとする。

（事務局）

第7条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局を次のとおりとする。

- 一 甲の事務局は、伯耆町役場地域整備課上下水道室とする。
- 二 乙の事務局は、鳥取県土地改良事業団体連合会本部事務局とする。

(復旧支援に要する費用)

第8条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年10月15日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37-3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 鳥取県鳥取市千代水4丁目37番地
鳥取県土地改良事業団体連合会
会長 木村 肇

○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が生じた場合における災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域内において大規模な災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物（し尿を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲の地域内において大規模災害が発生した場合に必要ながあると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）斎賀廃棄物の処分
- （4）前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、協力要請を行ったときは、乙による災害廃棄物等の処理が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物等の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は大規模災害が発生した場合においては、乙の会員のうち、災害廃棄物の処理等について協力することができるものに関する情報を甲に提供するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理等を実施する場所
- (3) 災害廃棄物の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物の処理等を実施する期間
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物の処理等に従事した者の員数
- (4) 災害廃棄物の処理等に使用した車両及び資機材
- (5) 災害廃棄物の処理等を実施した期間
- (6) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の額は、甲、乙協議して決定するものとする。

2 前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに、乙に対し、当該請求に係る費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等によりこれに従事した者が負傷し、傷病にかかり、障害を受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

(連絡調整等)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更を生じたときも、同様とする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合において円滑に活動することができるよう、応援の体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(必要機材の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等を円滑に実施することができるよう、定期的

に、甲に対し、乙において確保することができる必要機材の台数等について報告を行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、随時に、乙に対し、同行の報告を
求めることができる。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、平成27年7月8日から効力を生ずるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項については、その都
度、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する
ものとする。

平成27年7月8日

甲 鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町長 影山 享弘

鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町長 竹内 敏郎

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872番地15
日吉津村長 石 操

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町長 森田 増範

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町長 坂本 昭文

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町長 森安 保

乙 鳥取県倉吉市上井町一丁目138番地
一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会
会長 越古 昭徳

○緊急用L P ガスの調達に関する協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県L P ガス協会西部支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合の緊急用L P ガスの調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用L P ガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用L P ガスの範囲）

第2条 この協定書にいう「緊急用L P ガス」には、L P ガスの他、容器、燃焼器具その他のL P ガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第3条 甲は、甲の地域内において災害が発生した場合において、緊急用L P ガスを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用L P ガスの供給を要請することができるものとする。この場合において乙は、当該要請があった後、速やかに、協会本部を通じて、その要請内容等を鳥取県へ報告するものとする。

2 前項の要請は、原則として別紙の「L P ガス供給要請書」（以下「文書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに、文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について、可能な限り速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第5条 乙は緊急用L P ガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用L P ガスは、原則として乙が搬送するものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第6条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で、緊急用L P ガスを供給するものとする。

（代金の支払）

第7条 乙が供給した緊急用L P ガスの代金は、甲が支払うものとする。

2 前項の緊急用L P ガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。

(現有数量の把握)

第8条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年5月30日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成26年5月30日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂 康夫

鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 中村 勝治

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15
日吉津村
日吉津村長 石 操

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町
大山町長 森田 増範

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町
南部町長 坂本 昭文

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

鳥取県日野郡日南町霞 8 0 0 番地

日南町

日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨 1 0 1 番地

日野町

日野町長 景山 享弘

鳥取県日野郡江府町大字江尾 4 7 5 番地

江府町

江府町長 竹内 敏郎

乙 鳥取県米子市大谷町 2 3 0 番地 1

一般社団法人鳥取県 L P ガス協会西部支部

支部長 雑賀 隆

LPガス供給要請書

年 月 日

一般社団法人鳥取県LPガス協会
西部支部長 様

〇〇（市・町・村）長 印

緊急用LPガスの調達に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおりLPガスの供給を要請します。

記

1 供給を要請する理由

2 供給を要請する物品及び引渡し場所等

物品の納入先	物品の名称	数量	物品の引渡し場所	引渡し日時	備考

以上

○災害等発生時相互協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内の市町村（以下「乙」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社米子支社（以下「丙」という。）は、災害等発生時における相互協力（以下「災害等発生時相互協力」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙及び丙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

（相互連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害時の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

（相互協力の内容）

第3条 甲又は乙が、丙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 鉄道の不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送
- (2) 鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用
- (3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- (4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (5) 災害情報等の提供
- (6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- (7) その他相互協力する者が協議により定める事項

2 丙が甲又は乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害発生時における物資・避難住民等の緊急輸送
- (2) 住民の避難所としての鉄道施設等の利用
- (3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- (4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (5) 災害情報及び災害等発生時の鉄道運行情報等の提供
- (6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- (7) その他相互協力する者が協議により定める事項

（協力要請）

第4条 災害発生時相互協力を要請する者（以下「要請者」という。）は、前条第1項又は2項覚悟に掲げる事項について、電話等の他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた者（以下「協力者」という。）は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により災害等発生時相互協力することができない場合は、この限りではない。

3 甲及び乙は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いにその内容を報告するものとする。

(個別の協議)

第5条 災害等発生時相互協力に当たっては、第3条第1項及び第2項覚悟に掲げる事項について、その細目を別途取り決めるものとする。

(情報の目的利用の禁止及び秘密保持)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき相手方から知りえた情報を、第1条の目的以外のことに使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りではない。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく災害等発生時相互協用に要した経費については、原則として、要請者が負担する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、及び丙が協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成25年12月3日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、本書を21通作成し、甲、乙、及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月3日

甲 鳥取県知事 平井 伸治

乙 鳥取市長 竹内 功

米子市長 野坂 康夫

倉吉市長 石田 耕太郎

境港市長 中村 勝治

岩美町長 榎本 武利

若桜町長 小林 昌司

智頭町長 寺谷 誠一郎

八頭町長職務代理者

八頭町副町長 吉田 英人

三朝町長 吉田 秀光

湯梨浜町長 宮脇 正道

琴浦町長 山下 一郎

北栄町長 松本 昭夫

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 享弘

江府町長 竹内 敏朗

丙 西日本旅客鉄道株式会社

米子支社長 横山 佳史

○災害時における物資供給に関する協定書に関する協定書

鳥取県伯耆町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給すを要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月15日

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

甲 鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 森 安 保

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ、
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク、
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ、
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

伯耆町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害等の発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し要援護者等を当該施設に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況・状態の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
 - （2） 要援護者等に要する食費
 - （3） その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要援護者等の受け入れ)

第6条 甲は、災害等の発生時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要援護者等を移送するものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

(甲) 所在地 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
名称 伯耆町
代表者職氏名 伯耆町長 森安 保

(乙) 所在地 鳥取県西伯郡伯耆町大殿1010番地
名称 社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会
代表者職氏名 会長 鞍掛 宜史

○緊急事態における隊友会の協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び社団法人隊友会鳥取県隊友会（以下「丙」という。）は、丙の社会的財産である組織力、専門的知識、能力、経験等を活用して行う緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県内において緊急事態が発生した場合において、甲又は乙が丙に対して協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急事態」とは、武力攻撃、テロ攻撃、自然災害等により県及び県民の安全に重大な影響を及ぼす事態をいう。

（協力内容）

第3条 協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に必要な援助
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する防災に関する業務の実施に必要な援助
- (3) その他必要と認められる業務

（協力要請等）

第4条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、前条各号の協力を丙に要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなったときは、速やかに文書により丙に通知するものとする。

（協力の方法）

第5条 丙は、甲又は乙の指示する方法に基づき協力を行うものとする。

（安全の確保）

第6条 甲又は乙は、丙に対して協力を要請した場合には、その協力の内容に応じ、協力をする丙の会員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（特殊標章等）

第7条 甲又は乙は、国民保護措置を実施する者を識別し保護するため、丙に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。）を交付するものとする。

2 丙は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(協力のための準備)

第8条 丙は、甲又は乙からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年1月1日までに、市町村ごとに協力可能人員等を記載した表を作成し、甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 丙が協力を行うために要した経費については、丙の負担とする。

(損害補償等)

第10条 甲又は乙は、その要請により第3条各号の協力をした丙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災対法その他関係する法律又は甲若しくは乙の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償されるものとする。

(訓練等)

第11条 丙は、この協定に基づく協力を適正に実施するため、甲又は乙が実施する国民保護に関する訓練等に積極的に参加するとともに、平素から、その訓練等に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平素から、協力に資する情報の提供その他丙に必要な支援を行うものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成18年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山善博

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 衣笠克則

丙 倉吉市下田中町109番地
社団法人隊友会鳥取県隊友会
会長 宮脇隆夫

○大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害し尿等の収集及び運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及びその周辺地域内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害し尿等の収集及び運搬の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害し尿等」とは、災害により、一時的に、かつ、大量に発生するし尿及び浄化槽汚泥（浄化槽内に生じた汚泥をいう。以下同じ。）並びに避難所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲及びその周辺地域内において大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害し尿等の収集運搬」という。）について、協力を要請するものとする。

(1) 災害し尿等の収集及び運搬

(2) 前号に掲げる事項を実施するために必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を行うに当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに当該要請した内容を文書により通知するものとする。

(1) 収集場所及び搬入先

(2) 協力要請の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害し尿等の収集運搬を実施するために必要な事項

（情報の提供）

第4条 甲は、協力要請を行った場合においては、円滑に乙の協力が得られるように、乙に対し、被災又は復旧の状況その他必要な情報を提供するものとする。

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第5条 乙は、協力要請があったときは、乙の組合員（以下単に「組合員」という。）をして必要な人員、車両及び資機材を確保させるとともに、甲に対し、災害し尿等の収集運搬を実施することができる組合員に関する情報を提供するものとする。

- 2 協力要請に基づく災害し尿等の収集運搬は、組合員が実施するものとする。
- 3 乙は、災害し尿等の収集運搬が円滑に実施されるよう、必要に応じ、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員の調整及び甲と組合員との調整を行うものとする。
- 4 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意させるものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害し尿等以外の異物の混入の防止に努めること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（実施の報告）

第6条 乙は、災害し尿等の収集運搬が完了したときは、組合員をして、次に掲げる事項を文書により甲に報告させるものとする。

- (1) 災害し尿等の収集運搬を実施した期間及びその実施に当たって使用した車両の台数
- (2) 災害し尿等の収集運搬の内容（収集場所、収集量等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲において当該災害し尿等の収集運搬の実施の状況を確認するために必要な事項

（費用の負担）

第7条 協力要請に基づき組合員が実施した災害し尿等の収集運搬に要した費用は、甲が負担し組合員に支払う。

- 2 前項の費用の額及びその支払い方法は、前条の規定による報告に基づき、災害発生直前におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る条例、規則又は要綱等に定める適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第8条 協力要請に基づきこれに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

（連絡調整）

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更が生じたときも、同様とする。

（協定の効力）

第10条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 災害し尿等の収集運搬に関しこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、文書8通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 7月21日

甲 鳥取県日野郡日南町霞800番地

日南町長

鳥取県日野郡日野町根雨101番地

日野町長

鳥取県日野郡江府町江尾475番地

江府町長

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872番地15

日吉津村長

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地

大山町長

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部町長

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町長

乙 鳥取県倉吉市金森町38番地2

鳥取県環境整備事業協同組合

理事長

○伯耆町と日本郵便株式会社伯耆町内郵便局との包括的連携に関する協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社伯耆町内郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、伯耆町民の生活向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) その他、地域の活性化、住民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

なお、前項第1号に関する細則を別紙1のとおり、前項第2号に関する細則を別紙2のとおり定める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2020年8月19日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町長

乙 鳥取県米子市尾高1514番地

日本郵便株式会社 伯耆町内郵便局 代表

伯耆地区連絡会 地区統括局長

尾高郵便局長

【日本郵便株式会社 伯耆町内郵便局】

二部郵便局、溝口郵便局、岸本郵便局、八郷郵便局、米子郵便局

第 2 条第 1 項第 1 号に関する細則

本協定第 2 条第 1 項第 1 号（安心・安全な暮らしの実現に関する事）に基づく協力について、以下のとおり細則を定める。

（目的）

第 1 条 本細則は、町民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は、伯耆町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項第 1 号に該当する事案は、平成 24 年 3 月 27 日に締結済みの「中山間集落見守り活動に関する協定書」に基づき情報を提供するものとする。

3 第 1 項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

4 第 1 項の規定により乙が情報を提供する場合は、提供方法や提供先等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

第2条第1項第2号に関する細則

本協定第2条第1項第2号（防災・災害対策に関すること）に基づく協力について、以下のとおり細則を定める。

（目的）

第1条 本細則は、伯耆町に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本細則において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、伯耆町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 本細則に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 伯耆町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 米子郵便局 総務部長

[各種報告様式]

○被害報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名
※爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
軽症		人				
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟棟棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
		消防団	台	人		
		その他		人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、) 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設 の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)	
		重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台 人	
	消防団		台 人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害				
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名		第	報		そ	田	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)			畑	冠 水		ha			
報 告 者 名			文 教 施 設	箇所		病 院	箇所			
区 分			被 害			道 路	箇所			
人 的 被 害	死 者		人			橋 り よ う	箇所			
	行 方 不 明 者		人			河 川	箇所			
	負 傷 者	重 傷		人		港 湾	箇所			
		軽 傷		人		砂 防	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟		の 他	清 掃 施 設	箇所			
			世帯			崖 く ず れ	箇所			
			人			鉄 道 不 通	箇所			
	半 壊		棟			被 害 船 舶	隻			
			世帯			水 道	戸			
			人			電 話	回線			
	一 部 破 損		棟			電 気	戸			
			世帯			ガ ス	戸			
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯					
		世帯		り 災 者 数	人					
		人		火 災 発 生						
非 住 家	公 共 建 物		棟		建 物	件				
	そ の 他		棟		危 険 物	件				
					そ の 他	件				

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村				
公 立 文 教 施 設	千 円								
農 林 水 産 業 施 設	千 円								
公 共 土 木 施 設	千 円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円								
小 計	千 円								
公共施設被害市町村数		団 体							
そ の 他	農 業 被 害	千 円		災 適 用 市 救 町 助 村 法 名	計	団 体			
	林 業 被 害	千 円							
	畜 産 被 害	千 円							
	水 産 被 害	千 円							
	商 工 被 害	千 円							
	そ の 他	千 円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額		千 円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 								

※被害額は省略することができるものとする。

○避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		

- (注) 1 「種別」欄は既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

○被災者救出状況記録簿

年月日	救出人員	救出用機械器具									備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費	実支出額	
			数量	所有者(管理者名)氏名	金額	修繕 月日	修繕 費	修繕 概要			

- (注) 1 他市町村におよんだ場合には備考欄にその他市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」に記入すること。

○部隊等の災害派遣要請申請書

	(番 号)
	年 月 日
様	
	〇〇〇〇名 印
部隊等の災害派遣要請申請書	
災害を防除するため、部隊等の派遣要請を、下記のとおり申請します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する理由	
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）	
派遣を要請する理由（現在まで取った地元の措置及び今後地元で取れる可能な措置を明らかにすること。）	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
派遣を希望する区域	
現地連絡場所及び連絡者	
活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）	
4. その他参考となるべき事項	

○部隊等の撤収要請申請書

	(番 号)
	年 月 日
様	
	〇〇〇〇名 印
部隊等の撤収要請申請書	
災害を防除するため部隊等の災害派遣要請を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。	
記	
1. 撤収要請の理由	
2. 撤収要請の希望日時	
3. 撤収要請をする部隊等	

○部隊等に関する報告書

(番 号)

年 月 日

様

〇〇〇〇名

印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

記

1. 派遣要請の申請日時
2. 部隊等の到着日時
3. 部隊等の人員及び装備の概要
4. 部隊等を受け入れた区域
5. 部隊等の撤収日時
6. 部隊等の滞留期間
7. 部隊等の活動内容
8. 部隊等の活動による効果
9. その他特記事項

○応急対策要員の従事状況

種類	従事者数		従事場所	従事期間	実支出額				備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計	
					円	円	円	円	

○飲料水の供給簿

供給月日	対象人員	給水用機械器具							実支出額	備考	
		名称	借上			修繕					燃料費
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
	人			円		円		円	円		

○応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人								円	
計											

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有地とし有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

○住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考

○救護班活動状況

○ ○ 救 護 班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	自治会名	患者数	措 置 の 概 要	遺体検案数	修 繕 費	備 考
計						

○病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療月日	病 名	診療区分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

○助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日		

○埋葬台帳

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品含む。)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

○遺体処理台帳

処理 年月日	遺体発見 の日時及び場所	死亡者 氏名	遺族		洗淨等の処理			遺体の 一時保 存料	検案 料	実支 出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	

○障害物の除去計画

住家被害程度区分	氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

○輸送記録簿

輸送 月 日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					燃料 費	実 支 出 額	備 考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円					円			

- (注) 1 「目的」欄には、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障概要」欄には、故障の原因及び故障カ所を記入すること。

○学用品の給与状況

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳						実 支 出 額
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国 語	算 数	〇〇	鉛 筆	ノ ー ト	〇〇	
計	小学校										
	中学校										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

令和 年 月 日

給与責任者（校長）

氏名 印

(注) 1 給与年月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

伯耆町地域防災計画

平成25年3月策定

平成28年7月改定

平成30年3月改定

令和3年3月改定

編集 伯耆町防災会議
